

40303

教科書文庫

4
370
42-1915
20000 23590

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

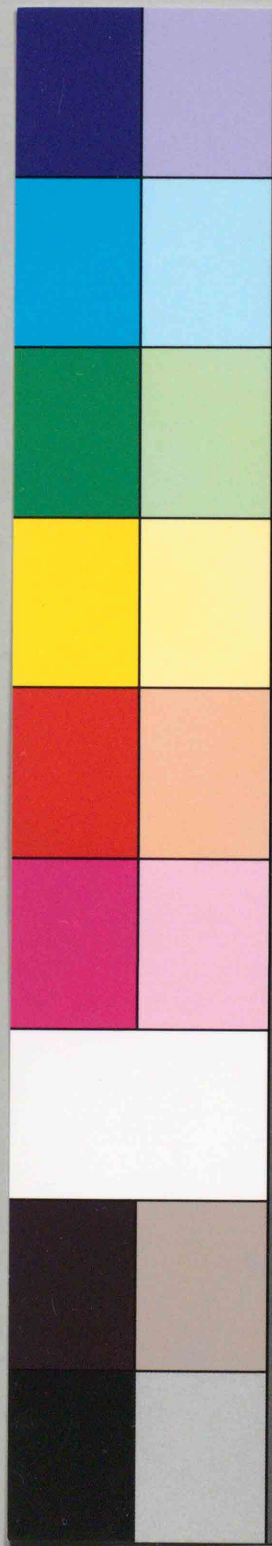
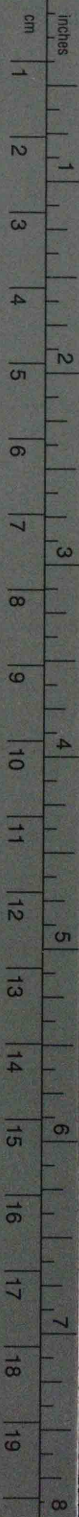


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3759
Ki20
資料室

女学
新教育
用校



資料室

375.9
K120

日八十二月二十年四正大
濟定檢省部文

北澤種一
日田權一
共著

女學
校用
新教育學

東京
松邑三松堂

廣島大學圖書印



凡例

- 一、本書は高等女學校及び之れと同程度の女學校に於ける教育科教科書に充てんが爲に、文部省所定の高等女學校教育科教授要目に基づきて編纂したるものなり。
- 二、本書は實地教授の經驗によりて一學年間の教授時數を大約七十時間と見做し、一時間の教材を凡そ二頁半と豫定して記述し、以て教材の過不足なからしめんことを期せり。
- 三、本書の編纂に際して特に意を用ひたる點は左の如し、
 - イ、小學校教育を對象とせる師範學校の教育科教科書と異なり、専ら家庭教育を對象として編纂したること。
 - ロ、兒童心身の發達に基づきて教育の時期を區分し、各時期に於ける教育の要領を説明せんことを期したること。

ハ、心理に關する知識は常に教育の基礎として缺くべからざるのみならず、青年女子の修養上にも大に必要なることを認め、之れが爲に比較的多くの紙數を割きたること。

ニ、教育の方法の説明に關しては極めて實際的ならんことを努むると共に、相當にその基礎となるべき理論的説明を加へ、特に各時期に於ける心身發達の特質を明かにし、之れに基づきて適切なる教育法を説明せんことを期したること。

ホ、文章は平易簡明を旨とし、且つ多くの挿畫を用ひて其の説明を補ひたること。

其の他、本書は著者等の實地經驗に基づき、從來の教科書と教材の選擇・排列及び叙説の體裁等を異にしたる點尠なからず、此等に關しては特に大方の叱正を仰ぎて、他日の完成を期せんとす。

大正四年十月

著者識す

女學校用 新教育學 目次

第一編 緒論

- 第一章 教育の意義……………一
- 第二章 教育の目的……………五

第二編 身體及び精神

- 第三章 身體の作用……………八
- 第四章 精神の作用……………一二
 - 第一節 意識……………一二
 - 一、知識……………一四
 - 第二節 感覺……………一四
 - 第三節 注意……………二五

第四節	知覺	三〇
第五節	把住及び觀念	三三
第六節	聯合	三六
第七節	記憶	三九
第八節	想像	四三
第九節	思考	四六
二、感情		
第十節	簡單感情	五三
第十一節	情緒	五五
第十二節	情操	五六
三、意志		
第十三節	本能	五八
第十四節	意志	六五

第十五節	人格及び個性	六九
第五章	身體及び精神の發達	七四
第一節	心身の關係	七四
第二節	心身の活動とその發達	七七
第三節	身體の發育	八〇
第四節	精神の發達	八六
第三編 教育の方法		
概論		
第六章	教育の時期及び其の場所	八九
第七章	家庭	九一
第一節	家庭の意義	九一
第二節	家庭の目的	九二

第三節 家庭の教育的要素……………九四

第八章 學 校……………九七

第九章 教育の基本的な方法……………一〇一

第一節 實 行……………一〇一

第二節 理 解……………一〇九

第三節 感 化……………一一二

本 論……………一一二

第十章 嬰兒期の教育……………一一六

第一節 嬰兒の身體及び精神……………一一六

第二節 嬰兒の教育……………一二八

第十一章 幼兒期の教育……………一二二

第一節 幼兒の身體及び精神……………一二二

第二節 幼兒の家庭教育……………一二五

第三節 幼稚園教育……………一三八

第十二章 兒童期の教育……………一四三

第一節 兒童の身體及び精神……………一四三

第二節 兒童教育の概説……………一四六

第三節 小學校の教育……………一四九

第四節 兒童の家庭教育……………一五七

第十三章 青年期の教育……………一六九

第一節 青年の身體及び精神……………一六九

第二節 青年教育の概説……………一七三

第三節 青年の家庭教育……………一七五

第四節 青年の學校及び社會教育……………一八一

女學校用 新教育學 目次 終



女學校用 新教育學

北澤種一 日田權一 共著

第一編 縮論

第一章 教育の意義

一、父母の務

一、父母の務 世の中に思ひあれども子を戀ふる思にまさる思ひなしとかや。這へば立て、立てば歩めと一向に其の成長を願ふは子女に對する父母の至情なり。されど子女は父母の專有物にあらず、一面に於ては一家の後繼者にして、他面に於ては國家を負擔すべき次代の國民なり。されば子女を教育するは、常に父母の彼等に對する至情を充すに止ら

二、廣義の教育

ず、一家一國に對する一大義務を果す所以なり。

二、廣義の教育 凡そ草木は雨露に潤ひ、日光に浴すれば自ら養分を吸収して自ら成長し、禽獸は孵化出生すれば自ら食物を求めて自ら發育す。人類の成長發達も亦斯の如し。嬰兒の始めて生るゝや、甚だ幼弱にして一見無能なるが如きも將來發展すべき素質は自ら享有せり。之を發達の内部的要素といふ。而して此の素質を發展せしむるには適當なる時期に於て適當の**外部的影響**を加ふるを要す。斯の如く嬰兒の自然に享有せる**内部的要素**を啓培して其の成長發達を遂げしむる作用を廣く**教育**と稱し、其の作用を施すものを**教育者**と唱へ、之れを受くるものを**被教育者**といふ。

兒童の發達の内部的要素の根本は人類種族の遺傳にあり。人類は子々孫々に相傳へて略同様の素質を保有す。され

教育
教育者
被教育者
發育の内部的要素

ど其の程度は人によりて異なれり、之れ各人が其の父母を通じて受けたる特殊の遺傳によるものなり。遺傳は心身共に之れあり。遺傳の傾向は幼時にあつては微弱なれども成長するに従ひ漸次其の特質を發揮して、各人獨特の性質を成す。或は**天才**と稱せらるゝものあり、或は**低能**と稱せらるゝものあるは、主として此の遺傳の差異に基くものにして遺傳の傾向は教育のみにては根本的に左右し難し。

内部的要素の發達には自ら一定の時期あり。而して其の發達の盛なる時期に於て外部的影響を感じること最も強し。斯の如く外部的影響を感受して發達する性質を**被陶冶性**といふ。被陶冶性は一般に幼少にして發達盛なる未成熟期に於て最も大にして、成熟するに従ひ漸次減少するものなり。而してこの未成熟期を廣く**兒童期**と稱す。之れ人生の

被陶冶性

兒童期

發達の外部的
影響
一般的影響

準備期にして教育の好時期なり。さればこの時期に於て十分教育するにあらざれば老いて悔ゆるも甲斐なかるべし。發達の外部的影響は之を分ちて一般的影響及び特殊的影響とす。一般的影響とは兒童の日常生活中その環境より自然に受くる影響を云ふ。就中最も大なるものは家庭生活より受くる感化にして、之に次ぐものは郷土の社會生活及び自然界より受くる影響なり。此等は兒童の日常生活中、不知不識の裏に受くるものにして善惡共に彼等の發達に及す影響頗る大なり。此等の影響による教育をそれと、**家庭教育、社會教育及び自然教育**と稱す。特殊的影響とは父母又は教師等によりて兒童教育の爲に一定の目的を以て故意に與へらるゝ影響をいふ。前者は悉く之を統御し得ざるも、後者は教育者の統御し得べき範圍内にあるを以て特に之

特殊的影響

教育的影響

狹義の教育

れを**教育的影響**と稱し、かゝる影響を施すことを**狹義の教育**と稱す。幼稚園及び各種の學校は主として此の意義の教育を施す所なり。本書は家庭教育を主として講究せんとするものなれば、必ずしも狹義の教育に限らず、時に廣義の教育にも論及することあるべし。

第二章 教育の目的

教育の目的

兒童教育の目的は其の天賦の素質を啓發して個人として完全なる發達を遂げしむると同時に社會の有爲なる一員たらしむるにあり。

個人的要求

個人として完全に發達せしめんと欲せば先づその身體を健全強壯ならしめざるべからず。強壯なる身體は總ての生物に於ける生存の根源にして活動の基礎なり。加ふるに

健全なる身體は健全なる精神の基礎なれば人類に於ては更に重要な意義を有す。抑も精神の發達は人間としての特長を發揮し總ての生物に優越する所以なり。精神は知識・感情意志の各方面に於て十分之れを發達せしむべしと雖も人間としての教育は此等を調和的に發達せしめ、特に鞏固なる道德的意志を有する完全なる人格を陶冶するを以て理想とす。

社會的要求

斯の如くせば兒童は一個人として完成せられたりといふべし。されど人は個人として單獨に生活し得るものにあらず。必ず一家の一家族、一國の一國民として社會生活を營むことによりて生存し得るものなり。されば教育は進んで兒童に有爲なる一家族、一國民として完全なる社會生活を營み得る基礎を養はざるべからず。

教育の目的

之を要するに兒童教育の目的は其の心身の完全なる發達を遂げしめ、特に鞏固なる道德的人格を陶冶し、完全なる社會生活を營み得る基礎を作らしむるにあり。されど斯の如き目的を達するには幾多の階段を經過せざるべからず。家庭教育、幼稚園教育、小學校教育、其の他各種の學校教育は皆其の階梯として各特殊の目的を有す、此等の目的につきては後に其の教育法と併せ説くべし。

第二編 身體及び精神

第三章 身體の作用

身體の各部

身體の各部をその性質及び機能によりて區分すれば皮膚・筋肉・骨格・循環器・呼吸器・消化器・泌尿器・神經系統・感覺器等となる。此等の器官は種々の組織より成り、其等の組織は細胞の種々に結合したるものなり。

各種器官の作用

皮膚の主要なる作用は體溫調節・呼吸・排泄・吸水等にして、筋肉は多く髓の媒介により骨格に附着して、收縮作用を營み、吾人の欲するがまゝに身體を運動せしめ得るものなり。又筋肉は身體の溫度を發生せしむる作用を營む。此の他循環器は血液循環作用を、呼吸器は呼吸作用を、消化器は消化作用を、泌尿器は泌尿作用を營み、感覺器は外來の刺戟を感

統一的活動作用

受す。而して神經系統は中樞器・傳導器・末梢器より成り、精神活動の依りて現はるゝ部分にして之を精神作用の機關といふを得べし。

以上人體の諸器官はもとすべてが一體として發生し、且つ一體として成長するのみならず、又實に一體として生存し、その機能を營むものなり。若し各部が別々に分離しても生存し得るものならば、統一を缺き、互に衝突矛盾して一致の生活は行はれざるべし。實際に於て此等諸器官の間には密接不離の關係を有し、その一部分の消長は他の各部分若しくは全部分に影響を與ふるが故に、各部互に相待ち相倚りて以て一個の身體をなせり。此の關係を有機的關係といひ、身體は此の關係を有する一體なるを以て之を一の有機體と名づく。人體は特に其の性質上他の諸生物に比して、複

雜なる構造を具へ、隨つて各部分間に於ける有機的關係も實に微妙なるものあり、以て完全に統一せる生活々動を營むものなり。

同化作用

凡そ生物は同化作用によりて成長す。人類は出生の當初はその形狀極めて小さく、その重量も數百匁を超えざる程なれども、日々種々の飲食物を攝取し、その營養分を體質に同化して細胞に生活力を與ふ。細胞は一定の作用により分裂してその増殖を來し、その増殖によりて組織を擴大し諸器官を發達せしめ、延いて全身の成長を促す。但し細胞は無限に増殖するものにあらずして常に新陳代謝し、或る期間を過ぐれば生活力は全く消耗してその形質を失ふに至る。而して人類は概ね生後二十ヶ年にしてその成長を杜絶し、爾後は著しき變化を形體上に及ぼさざるものとす。

新陳代謝

分化作用

身體は成長の結果更に分化作用によりて内部の性質に變化を生ず。之を發達といふ如何に長大となるも、よく發達せざる身體はその職能を發揮し難く、吾人をして周圍の事情に適應せしむること能はず。所謂分化作用とは同一種類のものゝ増加にあらずして異種類のものゝ増加を意味す。細胞がその種類を異にすること愈々多ければその組織益々發達し、組織の種類愈々多ければ器官は益々發達して、その機能を發揮し、器官の種類愈々多ければ更に全體としての身體の發達を來すものなり。

發達せる身體は精神の作用と相俟ちて多種多様な活動を營み生物としての機能を完うし、以て一生を終るものなり。次章に於て之が統御者たる精神の作用を解き明すべし。

身體の作用

精神現象

机上に一の林檎ありとせよ。之に對して吾人は或はその面の粗滑冷温硬軟を感じ、或はその形状大小色彩を知り、或は之を味はゞ、美味を覺ゆべきを想像すべし。斯の如きは林檎に對して起したる精神現象にして、吾人は此等諸現象の存在をば直接經驗によりて之を知るを得べし。

第四章 精神の作用

第一節 意識

一般に精神現象を總稱して**意識**といふ。凡そ動物はその生存上自己及び自己の環境を了解し、之に對して適當なる順應をなさざるべからず。而して此の順應作用は實に意識の機能なりといふべし。人類は最も複雑なる順應を行ふも

意識の機能

のなれば其の意識も最も高尚なる發達を遂げたり。

意識は常に全一體として活動するものなれば、之を分割するを得ず。されど各種の精神現象を觀察すれば、自らその特徴の著しきものありて互にその異同を辨別するを得べし。林檎を見、若しくは之に觸れて、その林檎なるを知り、その美味を想像するが如きは、事物の性質を識別する作用にして之を**知的現象**といふ。机上にある林檎を切りて之を味ふが如きは事物に對する意識の發動作用にして之を**意的現象**といふ。林檎を味ひたる後、満足して快感を得たりとせば、こは事物に對する意識の感受作用にして之を**情的現象**といふ。されば意識は知情意の三方面を有するものと見るを得れども三者は便宜上の區別に過ぎず、實際に於ては互に密接なる關係を有す。三現象の一を取り出していふは他時

意識の三方面

の二現象は常に之に同伴せるものにして知的・情的若しくは意的現象といふも實は只其の著しき方面に特に注意して區別するに過ぎざるものと知るべし。

一 知識

第二節 感覺

感覺の本質

机上の林檎より來る光線は眼を刺戟する時は網膜はために變化を起し、其の變化は神經興奮として知覺神經に傳はり、終に大脳皮質の感覺中樞を興奮せしめ、始めて林檎の色を感ずべし。之れを色の感覺といふ。感覺は實に知的現象の元素的作用なり。

感覺の種類

感覺を起す原因たる刺戟の種類異なれば之れを感受する機關も亦自ら異なれり。筋肉・關節・内臟等の變化に基づく

刺戟によりて生ずる感覺を一般感覺或は有機感覺と稱す。此の他の刺戟は多く特殊の感覺器を刺戟するを以て特殊感覺を生起す。

一 有機感覺

有機感覺又は一般感覺は所謂氣分の原因をなす。今その主要なるものを説明せん。

運動感覺

イ、運動感覺 筋肉・關節等の器官による身體運動の感覺にして吾人が自己の四肢・軀體の運動及び位置を直接に視覺の助を借らずして知るを得るは此の感覺の存するによる。

平衡感覺

ロ、平衡感覺 内耳の三半規管に生ずる一種の運動感覺にして、多く頭部及び全身體に於ける位置運動の平衡を失する時に起る。速に身體を轉回して「目まひ」の起るは此の感

狹義の有
機感覺

覺に基づくものなり。

ハ、狹義の有機感覺 消化・呼吸・血行等の器官より起る感覺にして、消化器に基くものには渴飢等あり。血行及び呼吸器に基くものには激しき運動の後に起る動悸・心配・苦惱・恐怖等の時に心臓の邊に感ずる一種の壓迫等あり。

二 皮膚覺

皮膚には觸點・溫點・冷點・痛點等四種の感覺點あり。觸點は觸覺を、溫點は溫覺を、冷點は冷覺を、痛點は痛覺を感知す。

觸覺

イ、觸覺 觸覺は唇・指頭・額等に於て最も鋭敏にして足蹠に於て最も鈍し。一般に刺戟の速度大なれば鋭く感ぜられ刺戟面廣ければ鈍く、狭ければ鋭く感ぜらる。

溫覺及び
冷覺

ロ、溫覺及び冷覺 體溫の發散に變化なき時は外界の溫度を増加せば溫覺を生じ、之を減ずれば冷覺を生ず。外界の

痛覺

溫度變ぜざる時は體溫の發散少なき場合に溫覺を起し、多き場合には冷覺を起す。

溫度の感覺は一般に顔面・體軀に於て鋭く、四肢に於て鈍きが如し。而して溫度の變化大なるか又は溫度の去來速なれば感覺強く、又刺戟面の廣ければ廣き程感覺強し。

ハ、痛覺 壓及び溫度の刺戟を一定度以上に増加する時は痛覺を感ず。

部位覺

ニ、部位覺 皮膚に起る感覺は皮膚の部位に依りて異なる徵驗を有す。之を部位覺又は局標といふ。之によりて吾人は刺戟の與へられたる局部を知る。

三 味覺及び嗅覺

味覺

一、味覺 液體に溶解せる物質が、舌及び軟口蓋の粘膜に存する味蓄を刺戟する時は味覺を感ず。味覺に甘・鹹・酸・苦の四

嗅覺

種あり。通例食物の味と稱するは、味覺が嗅覺・觸覺・溫度感覺等と協同して働きたる結果にして、其の中嗅覺は最も密接なる關係を有す。又味覺には順應と稱する現象あり。例へば鹹き味噌汁も之れを吸ふこと屢なれば、遂に鹹しとも感ぜざるに至るが如き之れなり。

二、嗅覺。鼻孔及び口腔より入り來る瓦斯體が、鼻腔の内面、粘膜の上部に在る嗅覺器官を刺戟すれば、嗅覺を起す。嗅覺の種類は之れを分類すること容易ならず、多くは其の香を發する物質に因みて名づけらる。一般に嗅覺は疲勞し易し。

四 聽覺

聽覺

聽覺の刺戟は音波なり。音波は外聽道より入りて鼓膜を打ち、鼓膜の振動は三小骨を經、卵圓窓を介して蝸牛殻内の漿液に傳はり、終に其の神經末梢裝置を刺戟して所謂音の

聽覺の屬性

感覺を生ず。

音の感覺には高低・強弱・性質及び長短の四屬性あり。今音の性質につきて説明せん。所謂樂音・噪音は性質による音の種類別にして、音波の週期運動規則正しきものは明晰安全なる樂音の感覺を與へ、音波の週期運動不規則なるものは不明晰不安定なる噪音の感覺を與ふ。音色はその音を組織せる基音又は原音に伴隨せる上部音の性質・強度・分量の相違に基づくものなり。又音に協和音・不協和音の區別あり。その振動數が相互に簡單なる比例を有する二箇の音を同時に發する時は調和の感を伴ふ、之を協和音といふ。之に反して調和の感を伴はざる音を不協和音といふ。

五 視覺

視覺

視覺の刺戟は光波なり。光波はエーテルの波動にして、そ

光覺
色覺

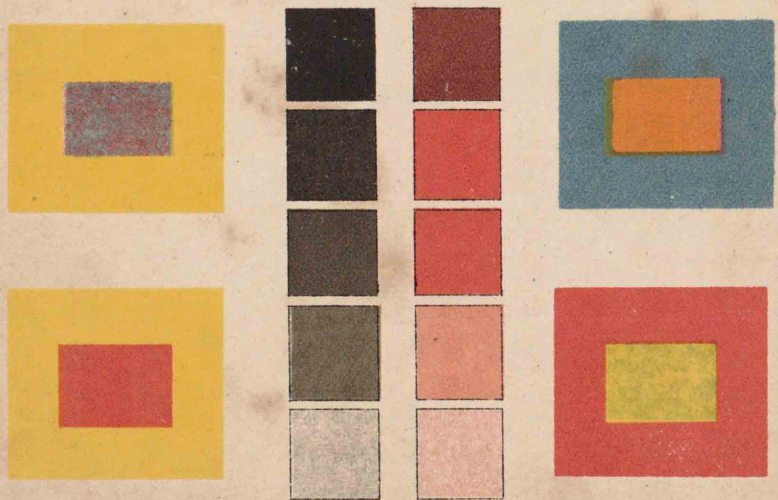
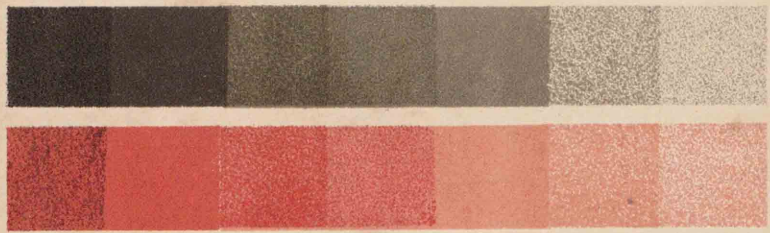
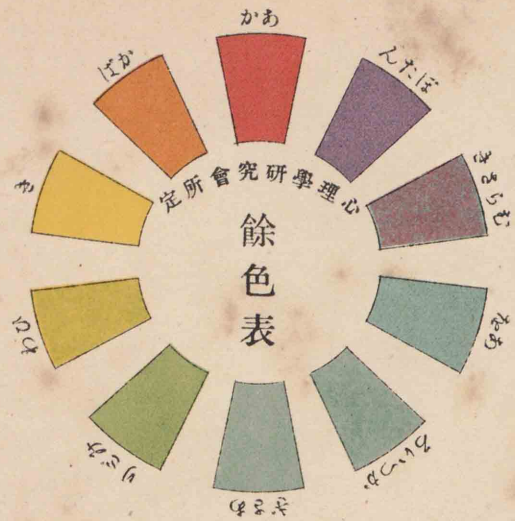
の眼球内の網膜に達するや、その桿體は明暗を感じ、圓錐體は色を感じず。圓錐體は眼底の中央小窩に密在し、周邊に至るに従ひて其の數を減じ、周邊は桿體のみとなる。感覺は中央小窩に於て最も明瞭なり。

視覺は之を光覺と色覺とに大別す。

イ、光覺。光覺には白色・黑色及び其の中間なる無數の諸種の度合の鼠色あり。而して相互に區別し得べき光覺は少なくとも六百を數ふといふ。

ロ、色覺。色覺には色調・光度・飽和の三屬性あり。

(1) 色調。日光の分光色によれば一端の赤より樺・黃・綠・淺黃・かつ色・青等を経て最後に紫に至るを見る。今此の紫の次に牡丹色を加ふれば赤に近づき、こゝに色の循環するを見る。斯の如き色の變化を色調といふ。色調は主とし



殘
像

て光波の波長によりて決定せらる。赤は波長最も大に、紫は波長最も短し。

(2) 光度。日光の分光色を見るに、黄は最も明くして紫は最も暗し。斯の如く色調に明暗の差を生ずるは、實に光度の差によるものとす。同一の色にても明暗によりて差異を呈す。圖によりて之れを知るべし。

(3) 飽和。或る色がその色として最も鮮明なる時は、之を飽和の度完全なりといふ。日光の分光色は飽和の度最も大にして混和色は飽和の度最も小なり。

ハ、殘像對比。某の色を凝視して眼を閉づれば其の餘色を見る。之れ即ち殘留感覺にして、視覺にては特に之を殘像といふ。殘像を別ちて消極的殘像及び積極的殘像の二とす。殘像が刺戟の餘色若くは反對の光覺を呈するものを消極

的殘像といひ、刺戟と同じ色若くは同じ光を見る場合を極的殘像といふ。夜間線香に點火し之を急に廻轉せば火の輪を見るべし。之れ積極的殘像の一例なり。

或色を圍むに他の色を以てすれば、相互に影響を受けて感覺せらる。之れを色の對比といふ。其の現象は圖につきて見るべし。

二、色盲。正常の眼は直接視の時にのみ各種の色を視、間接視にありては一部或は全部に對して盲目なり。而して人によりては全網膜に於て間接視と同一の現象を見ることあり。之を色盲といふ。色盲に全部的なると一部のなるとあり。一部の色盲には網膜の赤綠帶に缺くる所あるもの多し。

六 感覺の屬性
感覺の屬性に四種あり。性質、強度、繼續、明晰之れなり。

對 比
色 盲

性 質

強 度

一、性質。刺戟の種類に應じてそれに相當なる感覺器官に訴へて其刺戟の性質を識別するは即ち感覺に性質の屬性あるによるものなり。一切の感覺を種別するは性質による。二、強度。各の感覺には必ず若干の強度を有す。感覺の強度は概ね刺戟の強度によりて定まる。但し刺戟が感覺を惹起するには、一定の強度に達せざるべからず。刺戟が始めて感覺を出現せしむる時の強さを覺閾といふ。刺戟の強度増加すれば感覺の強度も亦増加すれども、其の増加率は刺戟の増加率に比して甚だ小なり。而して或る點に達すれば刺戟の強度如何に増加すとも感覺の強度は少しも増加せざるに至る、此の時の刺戟の強さを覺頂といふ。感覺は常に刺戟の變化に伴ふものにあらず。其の刺戟の強度の増加が一定量に達せざれば感覺の強度に變化を來

繼續

すものにあらず。原刺戟に加はりて感覺の強度の差異を辨別せしむるに足る刺戟の強さを辨別閾といふ。原刺戟の強さと辨別閾に達せる刺戟の強さとの比は各感覺に於て畧一定せり。

三、繼續。感覺は一定時間繼續するものなり。刺戟は與へらるゝと同時に感覺を起すものにあらず、一定短時間を経て初めて感覺せらる。感覺は刺戟去りたる後、直に消失するものにあらず。殘留意識として若干時間殘存す。殘像は一の殘留意識なり。

明晰

四、明晰。各の感覺は明晰なるがために意識中特別の地位を占むるを得。明晰ならざる感覺は、意識の背景に退きて漠然たり。但し漠然たる感覺も之に注意を集中すれば明晰となるものなり。

此の他視覺及び皮膚覺は廣さといふ屬性あり。

第三節 注意

吾人は常に周圍より多種多様の刺戟を受く。されど意識は此等の刺戟に對して同時に同様に働くものにあらず。特に或ものに向つて働き、以て明に之を意識するものなり。かくの如く意識が特に或る物に集中せる状態を注意といふ。

一 注意の本質及び其の機能

机上に一の林檎ありとせよ。最初は机も林檎も全體として只漠然たる印象を與ふるに過ぎざれども、次で其机と林檎とに對する異なる部分的感覺を生ずべし。之れ注意の分析的作用なり。而もその林檎と机とは各自孤立せずして全體の一部分として認めらる。之れ注意の總合的作用なり。か

注意の本質

注意の機能

くの如く注意には分析總合の兩方面あり。注意は分析的なるが故に同時に多數のものに向はずして特に或る對象を選択して其の他のものが意識内に入り來るを抑制す。讀書せる人が書物以外の刺戟を感知せざるは之が爲なり。されば注意の任務は、意識を有効に且經濟的に働かしむるにありといふを得べし。

二 注意の發達及びその要件

成人の注意を観察すれば左の三種の段階を區別するを得。

受動注意

(一) 受動注意。散歩中街頭にて目立つ廣告に遭遇する時には、意識は知らず識らず之に集中す。斯の如く意識が自然に對象に引きつけらるゝ場合を受動注意といふ。

能動注意

(二) 能動注意。或る目的を以て故意に注意する状態を能

二次的受動注意

動注意といふ。斯かる注意には努力の感を伴ふものなり。能動注意を以てせば、普通の場合には意識に上らざるが如き微弱なる刺戟も、尙意識を占領し、普通には認められざるが如き事物の差異も容易に發見し得らるべし。何物をか豫期する豫期的注意も亦一種の能動注意なり。

(三) 二次的受動注意。吾人は初め大なる努力を以て注意したる事も、反復練習の結果、終には無意的に注意し得るに至る。これ能動注意が練習によりて退化し、受動注意となりたるものなり。之を二次的受動注意といふ。

幼兒の注意は多く受動注意に限らるれども、次第に發達するに従ひ能動注意の發現するを見る。二次的受動注意は更に發達せる兒童及び成人に於て始めて之を見ることを得べし。

されば注意の發達は最も簡單なる受動注意に始まり、漸次複雑なる能動注意に進み、更にその簡單化せられたる二次的受動注意に至るものとす。

注意の要件

注意を起し易き條件は大別して二とす。

一 客觀的條件

イ、感覺の勢力を多く費すが如き刺戟、換言すれば刺戟の強きこと、刺戟面の大なること、刺戟の持續の長きこと等は注意を起し易し、されど刺戟の持續長きに失する時は却つて注意を惹かざるに至るものなり。

ロ、刺戟に變化あること。例へば靜止せるものよりも運動せるものは注意を惹き易きが如き、又今まで注意せざりし時計の音も、その突然止まる時に忽ち之に注意するが如きは此の條件によるものなり。

二 主觀的條件

イ、對象物に關する知識を有すること。

ロ、刺戟が現在の意識内容と近き關係あること。

ハ、練習の効果。

ニ、努力あること。

等は主觀的條件なり。人が事物に對して廣義の興味を有するはこの主觀的條件を充たすによるものとす。

三 注意の身體的伴隨作用及びその教育

注意の際は身體の各部は刺戟を受納する器官を活動せしむるに都合よき状態を呈す。例へば或物を見んとする時、眼を調節して之を凝視し、或物を聞かんとするとき頭部をその方に傾け呼吸を靜にし、耳以外の器官の活動を禁止するが如し。されば反對にかくの如き状態を故意に作らしむ

るときは、注意は、容易となるべし。兒童に姿勢を正しくせしむるは注意作用の方面よりいふも重要な事なりとす。

第四節 知覺

一 知覺の性質及び機能

吾人は林檎を見て單にその色彩・光度等を感覺するのみならず、進んで刺戟の原因たる林檎を林檎として認知することを得べし。斯の如く感覺を外物に歸せしめ、その事物の何物なるかを認知する作用を知覺といふ。

知覺作用は之を二つの要素に分つを得。その一は刺戟をその儘に感受する作用にして之を表現的要素といふ。その二は感受せる感覺を統一し、之に類似せる過去の經驗によりて之を解釋し、外物を認知する作用にして之を再現的要

知覺の本質

知覺の要素

素といふ。斯の如く過去の經驗によりて新經驗を認知する作用を類化といふ。

知覺は事物を直接に吾人の感官に訴へて之を認知する作用なれば特に之を直觀と稱することあり。

吾人は知覺によりて事物の性質及び物體の位置・方向・形狀・大小等の空間的事項並に事物の時間的關係を識得するものなり。

二 知覺の錯誤

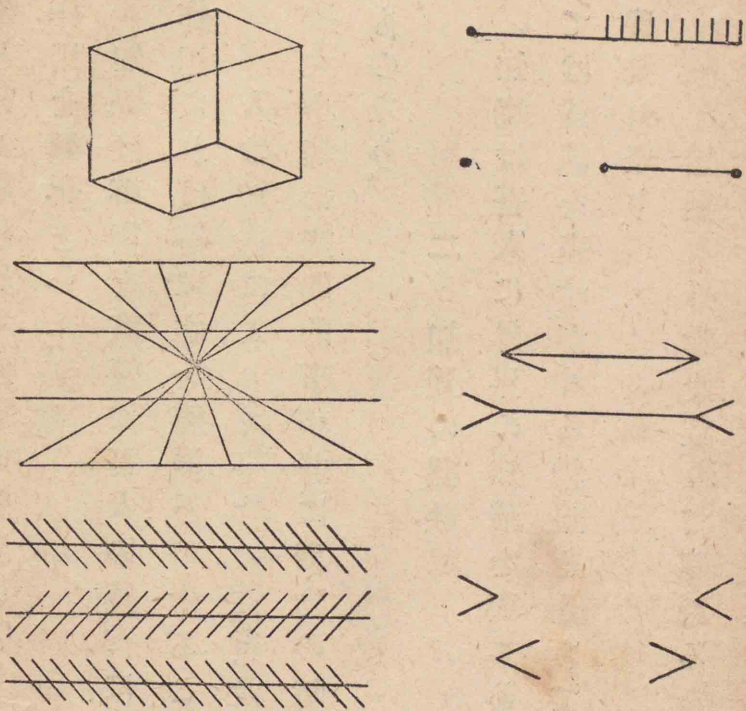
知覺は吾人に外界の知識を與ふるものなれども時としては錯誤を來す。かゝる錯誤を分ちて二種とす。錯覺及び幻覺是れなり。

一、錯覺。外物を誤りて認むるを錯覺といふ。錯覺中種類の最も多く且著しきは視覺によるものなり。例へば次圖

錯覺

知覺の機能

幻覺



の如し。
 此の種の錯覺は何
 人にも普通の現象
 にして、多くの繪畫
 は皆この錯覺を巧
 に利用せるものな
 り

二、幻覺。感覺

中樞の被刺戟性が
 過敏となりたる結
 果、僅少の刺戟に對
 して複雑なる外界
 知覺をなしたりと

感ずることあり、之れを幻覺といふ。例へば網膜の被刺戟性
 の變化が原因となりて久しく注意し居たる事物を現實に
 視たりと感じ、或は中耳内の血行の變化よりして一種の音
 を感じ、これに何等かの解釋を施すが如し。

第五節 把住及び觀念

一 把住の機能及び要件

一定の刺戟ありて大脳の或部に興奮を起せば、一方に知
 覺を生ずると共に、其の興奮は何等かの痕跡を大脳に残す
 べし。而して其の痕跡は傾向として存し、緣あらば再び前の
 興奮を起し、延いて之れに對する知覺をして再び意識に現
 れしめんとす。斯の如く知覺の藏せらるゝ作用を把住とい
 ふ。意識は之れあるによりて吾人の知識をして刹那に限る

把住の性質

把住の機能

觀念

ことなからしめ、過去を温ね將來を知るを得しむ。而して一旦把住したる知覺を想ひ出し見るに、其の結果は大體に於て原經驗に於ける知覺の「すがた」なり。此の「すがた」を觀念(表象)といふ。觀念を憶ひ浮ぶる作用を憶起(再生)と稱す。

觀念は當の知覺の把住の良好なるに従ひて益々永く明瞭・眞實に憶起せらる。良好なる把住の條件は左の如し。

- (一) 原知覺の明瞭なるべきこと。
- (二) 原知覺を反復すべきこと。
- (三) 大腦の機能を健全ならしむること。

二 觀念及び心像型とその教育

良好に把住せられたる觀念も、之れに機會を與へざれば意識に再生すること能はず。而して之れに機會を與ふるものは當の觀念と關係せる他の觀念なり。相關係せる一方の

心像

觀念が意識に現はれ來れば、之れに對する大腦の興奮は、やがて他の一方の觀念に對する生理的傾向に興奮の機會を與へ、以て當の觀念を再起せしむ。而して一觀念が他の觀念を喚起し來るは所謂聯合の作用なり。されば聯合なければ憶起なしといふを得べし。

觀念の構成的要素を心像といふ。恰かも知覺の構成的要素をば感覺とするが如し。一定の觀念に於て人々の有する心像はその性質及び強度等に於て大に相違するものあり。例へば林檎といふ觀念に於て、甲なる人の觀念は主として視覺心像より成りて、その形色等を主要素とすれども、乙なる人の觀念は主として運動心像より成りて、その形體に觸れ、手指の運動によりて得たる心像を主要素とするが如し。斯の如く觀念に關し、個人に依りて心像型式を異にするを

心像型

心像型といふ。

心像型は通例四種に分つ。視覺型・聽覺型・運動型及び其等の混合たる混合型是れなり。視覺型の人其の觀念を常に視覺心像の形にて把住し、總ての經驗を視覺心像に翻譯して把捉するものなり。其の他の型は之れに準じて知るべし。心像型は練習によりて或度迄は之れを變更するを得るものなり。教育に於ては被教育者の心像型を考察して教授の方法を斟酌するを可とす。

第六節 聯合

一 聯合の機能及び其の種類

聯合の機能

個々の觀念は諸種の關係により相互に結合せるを以て、その憶起に便なり。是れ即ち聯合の機能なり。

聯合の種類

聯合は之れを其の結合の時間的關係より觀て同時聯合及び繼起聯合の二種に區別す。同時聯合とは、結合の要素が同時に意識せらるゝ聯合にして、音の音色・食物の味等の性質知覺は同時聯合によりて成れるものなり。

繼起聯合は普通に觀念の聯合若しくは聯想と呼ばるゝものにして、類似律・對比律・同時律・繼起律の四法則によりて支配せらる。乃木大將より楠公を憶起するは類似律によるものにして、楠公より尊氏を憶起するは即ち對比律による。又鎌倉より頼朝を憶起するは同時律によるものにして、「い」といへば「ろ」を憶起するが如きは繼起律によるものとす。

二 聯合の方向

聯合の方向

「林檎」の觀念に對して「机」と「ナイフ」とが同條件を以て結合せる時、今「林檎」の觀念が意識に現はれたりとせば「机」と「ナイ

フと孰れが憶起(再現)せらるべきかを決定するものは、通例前節に述べたる四律なれども、他の事情相等しきに於ては、聯合の方向は一般に其の時の心的状態殊に感情及び意志の如何によりて決定せらる。同じ秋の月に對して、或は悲觀的思想を聯合して、

月見ればちゞに物こそ悲しけれ、

我が身一つの秋にはあらねど。

と歌ふ人あれば、或は樂天的思想を聯合して、

いつとても月見ぬ秋はなきものを、

わきてこよひのめぐらしき哉。

と歌ふ人もあり。是れ其の時の感情状態に基因するを證するものなり。又同じ櫻花を觀察する場合にも、學者の聯想と詩人の聯想とは甚だ異なり。是れ即ち兩者觀察の目的を異

にするによるものなり。

第七節 記憶

一 記憶の機能及びその種類

觀念を學習し把住し憶起し再認する作用を總稱して記憶といふ。故に記憶は學習把住憶起再認の諸作用を含めども、就中記憶の記憶たる所以は再認の存するにあり。前日机上の林檎を見て「林檎」といふ言語を收得把住したりとせば、翌日に至りて林檎の刺戟により之を「林檎」と言ひ得るが如きは、記憶の作用によるものにして「林檎」といふ語の觀念が單に憶起せらるゝに止まらず、之れを過去の經驗に歸して「昨日の林檎」と認むるは、即ち再認の作用なり。

記憶の機能は吾人の經驗を蓄積し、必要に應じて隨時之

記憶の本質

記憶の機能

記憶の種類

れを意識に浮べ、以て吾人の實用を充すにあり。

記憶には器械的記憶及び論理的記憶の二種あり。前者は記憶材料の内容如何に關せず之れを反復して記憶することにして、後者は材料相互の間、若しくは既有の知識との間に聯絡を附して之れを記憶することなり。又材料を收得したる後直ちに之れを憶起するを直接記憶といひ、材料を收得したる後時を隔て、之れを憶起するを間接記憶といふ。

二 記憶の發達

直接記憶は、小學校時代の兒童にありては一般に成人に劣る。而して兒童の成長するに従ひて漸次發達し、三十歳前後に至りてその絶頂に達す。間接記憶にありては、學習の方面より之れを觀れば、兒童は一般に成人に劣り、その最頂點は三十歳前後にあれども、把住の方面より之れを觀れば、兒

童は一般に成人に勝れりといふ。

老人に於ける記憶の衰頽は、一方に於て新印象の學習を不十分ならしむると同時に、他方に於て漸く觀念の貯藏を減耗せしむ。而してその減耗は新近の觀念より漸次に舊遠の觀念に及ぶ。老人がその青年時代の經驗は比較的鮮明に憶起し得るに係らず、新近の經驗は多く忘却するが如きは屢、吾人の經驗するところなり。

三 忘却

忘却の意義

觀念は時間を経るに従ひて内容の變化を來し、又は他の觀念との間の聯合を破壊し、憶起・再認を困難とするに至る。之れを忘却といふ。

忘却は學習後少時にして始まり、其の初は割合に速かにして後は割合に遅し。復習は既に授けたる材料を原の如く

に明瞭ならしむるのみならず、以後の忘却をして甚だしく遅緩ならしむ。學習後直ちに心身を勞するが如きは忘却を速かならしむるものなれば、學習後は適度の休息を要す。忘却は無意味の材料、斷片的材料、既有觀念に關係なき材料等には早く、有意味の材料、統一的材料、既有觀念に關係ある材料等には遅し。

四 學習の條件

身體健康にして、感情和平に、意識の全體的態度學習に向ひ、全身の注意が當の材料に傾倒し來り、當の材料を學習し記憶せんとするの意志堅固なる場合には、學習の基礎的條件の具備したるものなり。

學習の方法的條件は左の如し。

イ、反復。學習の際は、反復は妄りにこれを重ねることな

學習の基礎的條件

學習の方法的條件

く、一定時を隔て、數度に分配するを利とす。

ロ、復習。學習の後、直ちに之れを復習するは殆んど效なし。宜しく多少の時を隔て、之れを爲すべし。

ハ、學習。學習の際は、材料の部分相互の間及び新材料と既有知識との間に聯合を求め、論理的に結合せしめて進むべし。

ニ、感覺。二種以上の感覺に訴へて學習し得る材料は、其の心像型を顧慮して、或種の感覺にのみ訴へて學習するも可なれども、之れを憶起する方面を顧慮すれば、視覺若しくは聽覺と運動感覺とを併用して學習するを可とす。

第八節 想像

一 想像の性質及び種類

想像の本質及び機能

試みに「林檎の山」といふ語を聞きたりとせよ。吾人の意識に浮ぶものは、單なる林檎及び山の記憶觀念にあらずして、「山」といふ觀念はその組立てを新にし、その内容を林檎の觀念を以て充たしたるものなり。斯の如く舊觀念がその組織を新にして再生する作用を想像といふ。吾人は想像によりて未見の世界を見、未知の事象を知ることを得べし。而して想像は舊經驗の改造といふを得べきものなれば、想像の豊富・明確ならんことを希望せば、先づその材料たる舊觀念の豊富・明確なることを必要條件とす。

想像の種類

想像には受動想像と能動想像との二種あり。林檎の山といふ語を聞きて林檎の山積せる様を想像するは前者に屬し、林檎と山との觀念より自ら新に「林檎の山」といふ觀念を構成するが如きは後者に屬す。前者は確乎たる目的もなく

唯外部の刺戟のまゝに聯合の法則に従ひて新觀念の作らるゝものにして、後者は一定の目的を有し、注意の能動的選擇作用に依り、幾多の聯合觀念中より目的に適合する者のみを選びて新觀念を構成するものなり。

二 想像の發達と其の教育

觀念の貯藏と其の再生となければ想像なし。されば想像作用の發達は此等兩者の發達に依る。兒童の想像は荒唐無稽なれども甚だ活潑鮮明なり。一本の竹は以て馬たるべく、一の枕は以て嬰兒たるを得べし。而も知識漸く進歩し、思考正確となるに従ひて、想像は漸次之れに制約せられ、著實にして秩序正しきものとなるに至る。

兒童の遊戯はその活潑なる想像に俟つもの多し。成人に對しては一個の木石としての外無意義なるものも、兒童に

想像發達の條件及び兒童の想像

とりては重要な意義を有するものあり。教育者は此の事實に注意し、兒童の想像作用を無視せざるを要す。是れやがて積極的に想像作用を活潑ならしむる所以なり。

兒童が物語・童話等を好むは一面受動想像を満足せしむるの快感によるものなり。說話者は兒童の想像に訴ふる方法に關して工夫するを要す。

意匠を凝らして新案を工夫し、藝術品を創作し、學術上の新發見をなすが如きは能動想像に依頼するものなり。教育者は兒童をして自ら自己の目的の爲に想像を働かしむる様仕向くるを可とす。

第九節 思考

一 概念の作用及び構成

概念

机上にありし紅き林檎によりて得たる「林檎」といふ觀念を有する兒童は、その色の青き林檎を見たる時、これも亦林檎なりと教示せらるゝに及んで、色は林檎の重要な屬性にあらざるを知る。斯くて漸次一般的の林檎の觀念に近接せる觀念を得べし。斯の如くして得たる此の一般的の觀念を林檎の概念と稱す。概念は雜多なる觀念につきて之れを整理し、その一般的なる諸性質を抜き出し、之れを綜括したる觀念にして、意識は之れによりて經濟的に整理せらるゝものなりといふを得べし。

概念の構成には比較・抽象・綜括の三作用を経るを要す。紅き林檎の觀念と青き林檎の觀念とは互に比較せられ、其の共通なる屬性(形状・味・大きさ等)は共に林檎の性質として記憶に存し、然らざる屬性(紅・青等)は記憶に残らず。是れ抽象の

結果なり。かくして共通なる屬性は綜括せられて一般的觀念即ち概念を構成す。之れを綜合作用といふ。

二 概念の發達とその教育

特殊の觀念より完全なる概念に至る間には、不斷の中間状態あり。世人の普通に有せる概念は多くは心理的概念と稱し、往々必須なる屬性を缺き、偶然的の屬性を含む。必要にして十分なる屬性を有する概念は、完全にして純粹なり。之れを論理的概念と稱す。

兒童の概念は所謂心理的概念の一層不完全なるものにて、その内容も精確ならず、又他の同種の概念とも明かに區別せられざるもの多し。兒童をして明晰判明なる概念を得しめんと欲せば、教育者は常に努めて本質的屬性に注意を傾けしむるを要す。又猥りに概念を得しめんと努むるより

兒童の概念

は寧ろ個々の觀念を明晰判明ならしめ、以て後來自ら完全なる概念を構成するの時を俟つべし。比較抽象も亦兒童は多く無意識的に行ふものなり。

三 斷定及び推理

(一) 斷定及び推理の作用

「林檎は果物なり」此の林檎は青し等は各、一の斷定なり。此の林檎は青しといふ斷定にありては、其の林檎の有する屬性中より「青し」といふ屬性を分析する作用にして、林檎は果物なりといふ斷定にありては、林檎といふ概念と果物といふ屬性若しくは概念とを綜合する作用なり。而してその分析的たり又綜合的たるは、一に其の人の心的傾向によるものとす。

斷定は概念の内容を規定し、又概念の構成發達の基礎を

斷定の作用

推理の作用

なす作用なり。

「未熟なる果物は食ふべからず」此の林檎は未熟なりといふ二つの断定より、此の林檎は食ふべからずといふ一の新断定を得るが如き作用を**推理**といふ。推理に二種あり。歸納**推理**、演繹**推理**是れなり。前例の如きは普通の眞理若しくは法則を理由として特殊の事實にその判断を推し及ぼすものなれば、之れを演繹推理と稱す。之れに反して、磁石は鐵の針を引けり、磁石は小刀を引けり、磁石は鐵粉を引けり等の特殊の事實に基づきて、凡て磁石は鐵を引くといふ一般の法則を推定するが如きは、之れを歸納推理といふなり。

前二例に於けるが如き断定の列を**論式**といふ。而して結論たる断定を**斷案**といひ、其の斷案の理由となる断定を**前提**といふ。

断定及び推理の發達の

(二) 断定及び推理の發達とその教育

二歳位の兒童が犬を見て「ワンワン」といふは、これは犬なり又は「犬來れり」といふ断定を表はすものと見るを至當とす。而も明かに断定作用の現はるゝは三・四歳の頃よりにして、言語の發達と密接なる關係を有す。兒童の断定は一般に明晰判明を缺くものなれば、新事實を提供してその断定を訂正變更せしめんことを要す。而してかゝる際は兒童をして自ら断定を行はしむると同時に獨斷短見に陥らしめざらんことを要す。

推理作用の正當なる發達は十一・二歳の兒童にあらずんば之れを見ること難し。普通に推理と稱せらるゝものゝ中には單に觀念の聯合に過ぎざるものあり。既に推理を爲し得る兒童に對しては、宜しくその目的及び條件の觀念を明

確ならしめ、之れに聯想し來る觀念の吟味と選擇とに留意する習慣を養成すべし。

四 思考と言語

概念斷定・推理の三作用を總稱して思考といふ。思考は實に吾人が習慣的行動を以て解決すること能はざる場合に、如何に行動して之れを解決すべきかを定むる心理作用なり。

概念は名辭によりて表はされ、斷定は文章によりて表出せらる。而して他人の概念の有無・正否等は唯その言辭によりて判斷するの外なきと等しく、その意志の存するところも亦その斷定を表出したる文章によりて窺知するの外なし。されば思想の交換は主として言語による。一般に言語と思考活動とは密接の關係を有し、その關係は相互的にして、

思考の機能

思想の發表

言語明瞭なれば判斷自ら明瞭に、判斷推理精確なればその言語の表出自ら精確なり。

二 感情

刺戟によりて吾人は感覺・觀念・概念等の意識を生ずるのみならず、同時に之れによりて快・不快其の他の情を感ずるものなり。之れを感情といふ。

第十節 簡單感情

感覺が意識の知的方面の要素たるが如く、之れに伴ふ情的方面は感情の要素にして、之れを簡單感情(感應)といふ。

芳香に對して快を感じ、惡臭に對して不快を感ずるは即ち簡單感情なり。簡單感情は快・不快の方向を有す。而して青と赤とに對しては吾人は孰れも快情を感ずれども、其の趣

簡單感情

感情の三方面

は著しく異なり。赤に對しては意識は興奮し、青に對しては沈靜す。此の他感情には緊張弛緩の方向あり。例へば秋風の冷氣を感じては緊張の感起り、春光の暖氣を感じては弛緩の情起るが如し。斯の如き快不快興奮沈靜緊張弛緩は實に簡單感情の三方向なり。

快不快の方向は、主として刺戟の強度に關せるものにして、刺戟適度なる時は快を感じ、然らざる時は不快を感ず。等しく甘味なるものも、其の度を越せば不快を感ずることあり。興奮沈靜の方向は刺戟の性質によりて決定せらる。赤色高音の如きは興奮の感を起さしめ、青色低音の如きは沈靜を感ぜしむ。而して緊張弛緩の方向は主として刺戟の經過に關係す。

簡單感情の表出

簡單感情の表出は、一般に快感の時は呼吸淺くして早く、

不快感の時は之に反す。又快感の時は脈搏強くして遅く、不快感の時は之に反す。

第十一節 情緒

情緒の意義及び經過

簡單感情が時間上相連結して、一箇獨立的の情的系列を作り、意識に強き影響を與ふれば之を情緒といふ。喜怒希望恐怖心配悲等是れなり。情緒の經過は之れを三期に別つを得。第一期は之れを發端感情と稱し、當の對象たる知覺若しくは觀念により伴ひて感情の起り始むる時期なり。第二期は當の情緒に特有なる感情を起し、之れに伴へる觀念の明識せらるゝ時なり。第三期は終末感情と稱し、諸の感情及び觀念が次第に消え去りて情緒の衰へ行く時なり。

情緒の意識上に及ぼす強き影響は又身體の上にも及ぶ

情緒の表出

ものなり。その血行及び呼吸に現はるゝ表出は、之れを簡單感情の表出に比すれば一層著しきのみならず、顔面の表出運動・四肢及び全身の表出運動等を生ずるに至る。例へば怒れる時は呼吸迫り、血行盛にして顔面怒氣を呈し、拳を握り手を舉げて敵に向はんとする態度を表はすが如し。

第十二節 情操

情操の意義

情緒はその終末感情の時期を經過すれば消え去るものなれども、その對象に對して再び發せんとする傾向を残すものなり。而して同一の情緒が屢、繰り返されて起る時は、その傾向は永續的となる。此の永續的傾向は當の觀念を中心として他の情緒の永續的傾向と聯合し、こゝに或觀念を中心としたる系統を形成す。之れを情操といふ。例へば子の母

情操の分類

に對して感ずる喜悅の情緒が屢、反復せられて永續的傾向を生じ、他方に於て母の犠牲的精神に對する感謝の情緒も亦永續的傾向を生じたりとせよ、此の兩傾向は遂に母といふ觀念を中心として一系統を作り、母に對する敬愛の情操となるものなり。されば情操とは諸の情緒の傾向が、或對象を中心として組織せる感情系統なりといふを得べし。

情操は具象的情操及び抽象的情操の二種に分る。母の子に對する愛、國民の君主に對する愛等は具象觀念を對象とするを以て之れを具象的情操といひ、權力名譽、正義、眞理等の如き抽象的觀念に對する愛の如きは抽象的情操といふ。抽象的情操は其の對象たるべき内容の關係によりて論理的、情操、倫理的情操、宗教的情操、美的情操の四に分つを得。眞理を學びて愉快を感じ、虚偽疑惑に對して不快を感ずる

が如きは論理的情操なり。所謂良心の満足若しくは呵責等は行爲の善惡に對して起るものにして、即ち倫理的情操の發動なり。彼の神佛又は宇宙の本體に對して起るものは宗教的情操にして、事物の美醜に對して起るものは美的情操なり。美的情操には純美・壯美・滑稽美・悲哀美等あり。花鳥風月を樂しむが如きは純美の情にして、雄大なる景色を嘆美し、偉人の鴻業を欽慕するが如きは凡て壯美の感によるものなり。不釣合・矛盾等を認めて「をかしみ」感ずるは滑稽美にして、悲劇を見て悲哀の感を起し以て一種の満足を感ずるが如きは悲哀美の感によるものなり。

三 意志

第十三節 本能

吾人は事物を認識し、之れに對して感情を起すのみならず、又之れに對して反應し運動するものなり。此の運動に生得的運動と習得的運動とあり。本能運動はこの生得的運動の一種なり。

一 本能の性質

生得的運動中極めて單純にして、身體の一部分にのみ反應を起すものを**反射運動**といひ、複雑にして身體の全體若しくはその大部分に反應を起すものを**本能運動**（本能による運動）といふ。例へば針にて刺されたる刹那に手を引くが如きは反射運動にして、食物を捕りて之れを噛み之れを嚙下するが如きは本能運動なり。反射運動は適當なる刺激あれば直ちに起りて内部の状態に關係せざれど、本能運動は内部の状態にも關係す。例へば幼兒は内部に饑餓を感ずれ

本能運動の特徴

本能の分類

ば其の唇に觸るゝ物の何たるを問はず皆之れに吸ひ付けども飽食・疾病などの時には決してかゝることなきが如し。

二 本能の種類

本能はその運動の充足する目的によりて次の三種に分つことを得。

自己保存本能

一、**個體本能** 個體の保存を直接目的とし、種族の保存を間接目的とする本能にして、その主要なる形式次の如し、

1、**食欲本能**(食物を要求する運動に關す)

2、**逃走及び排斥本能**(危険を避くる運動に關す)

3、**争闘本能**(仇敵と争ふ運動に關す)

逃走及び排斥本能の情的方面を特に名づけて恐怖及び嫌惡といひ、争闘本能の情的方面を憤怒といふ。

養護本能

二、**種族本能** 種族の保存を目的とする本能にして、其の

情的方面は愛情なり。愛情は特に母親に著しく現はる。而して此の情は單に自己の子に對してのみならず、他人の子女進みては幼少なる動物、不幸なる人等に對しても現はるゝに至る。

社交本能

三、**社交本能**(團體本能)

個體は團體生活をなし、協力して種族保存の爲に努めんとする傾向あり。かゝる傾向を社交本能といふ。社交本能は人類に於て特に著しく發達せり。家庭生活も社交本能に基づきたる一の團體生活にして、その和合共働は各個人をして一致協力せしめ、遂には國家的社會的生活をなすの階段となるものなり。人類の他の動物に優れる所以は、攻守共に公共の爲に聯合協力するにあり。之れを歴史に徴するに、此の本能を最もよく發展したる種族若しくは國民は常に競争場裡の優者たるの地位を占めた

り。同情心・犠牲の精神・功名心等は此の本能を基として發達したるものなり。

以上は三大基礎的の本能にして、此の他に尙是等の合成又は特殊化したる數多の本能の形式あり。左にその主要なるものを擧ぐべし

適應本能

(一) 適應本能　これ幼少なる生物をして、其の成熟後に必要なる生活形式に適應せしむる本能にして、之れに摸倣・暗示・遊戯及び好奇心の四種あり。

摸倣

摸倣とは他人の言語・動作を眞似て反復することなり。吾人は或は他人の感情に同情してその表情運動を摸倣し、或は視覚によりて得たる運動觀念に基づき直ちに運動を起すことあり。或は他人の巧妙なる動作に對し嘆賞の餘り之れに倣ひて行動することあり。或は幼児が他人の言語を摸

暗示

倣するが如く全然反射的に摸倣することあり。
暗示とは何等の理由をも考ふることなく、他人の斷定をそのまま認容するをいふ。而して暗示者の發する印象の強大なること、被暗示者の抵抗弱小なること等は暗示の起る要件なりとす。

遊戯

遊戯は活動自身のために活動せんとする傾向にして、兒童には有益にして眞面目なる課業なり。而して之れをその内容より見れば、實に後來の生活に必要な活動の練習にして、その原因より考ふれば過剰なる神經勢力の外部に旺盛したるものなりといふを得べし。

好奇心

好奇心は新感覺器を試用し、且つ新知識を習得せんとする傾向なり。されば知識發達の基礎は好奇心にありといふを得べし。

統整本能

(二)統整本能 強力なれども不利なるべき本能を未發に防ぎ、有利なれども微弱なる本能を覺醒するが如く、種々の本能を整理し、相互に協力せしむるの傾向を總稱して統整本能といふ。道德的傾向、宗教的傾向等は之れに屬す。

蒐集本能
構成本能
破壞本能
表出本能
美的本能

(三)其の他の本能 諸種の事物を多數蒐集する傾向を蒐集本能といひ、事物を構成し又は破壞する傾向を構成又は破壞本能といひ、自己の心的状態を發表する傾向を表出本能といひ、自己を裝飾し、又は美的製作をなさんとする傾向を美的本能といふ。

三 本能の發現とその教育

本能の發現には、食慾、恐怖の如く一旦現はるれば終生繼續するものあり。又其の發現の時期に當り適當の刺戟と事情とを與へざれば全然消滅するものあり。又種類によりて

本能の發現

はその發現が定期律動的なるもあり、動物の生殖期、候鳥の移住期等に限りて現はるゝ本能の如き是れなり。

吾人は各種本能の發現する時期を知り、有用なる本能に對しては適當の刺戟を與へて益、完全に之れを發達せしめ、有害なる本能に對しては刺戟を與へずして之れを消滅剪除すべきなり。

第十四節 意志

一 意志運動の本質

表出運動、反射運動及び本能運動は、その開發に先だちては、何等運動に關する觀念あることなし。故に之れを無意運動と稱す。然るに是等無意運動を基礎として豫め其の運動及び目的を意識して爲す運動あり。之れを有意運動といふ。

無意運動及び有意運動

動機及び衝動運動

例へば渴したる人が机上の林檎を見る時は、林檎の觀念、之れを味ひたる時の快感、及び之れを得るに要する身體運動の觀念等を憶起し、直ちに取りて之れを食ふが如き是れなり。斯の如き有意運動の原因たる觀念及び感情の結合を動機と稱す。而して單に一の動機によりて直ちに運動を開発する場合は之れを衝動運動といふ。

意志運動

運動に先だちて二つ以上の動機現はれ、互に相争ひたる結果、その一が運動として現はるゝ時は、之れを意志運動といふ。渴したる人が林檎と水と何れが宜しきかを考慮して、遂に水を捨て、林檎を採るが如きは即ち是れなり。意志運動の特質は、自覺せる要求を満足せんが爲めに數多の動機中其の一を選択して之れを決行するにあり。

意志運動は諸種の運動中最も複雑なる意識過程を有す

意志の發達

るものなり。その意識内に起る觀念及び感情の關係より一の動機が優勢を占めて之れを決行するに至るまでの全過程を總稱して意志作用といひ、その決行を意志動作といふ。

二 意志の發達とその教育

人は單に衝動的に働くのみならず、その精神の發達するに従ひて漸次動機多數となり、意志運動を行ふものなり。動機の競争を屢、反復すれば選擇に一定の方向を生じ、屢、勝利を得たる動機は常に優勢となり、屢、抑制せられたる動機は弱められて遂に意識内に現はれざるに至る。斯の如くして初めは意志運動として行はれたる行動も、遂には衝動運動となり、更に反復すれば、動機は全く消失して遂に反射運動となり終るべし。例へば吾人の歩行の運動は最初複雑なる意志運動にして、多大の努力を要するものなれども、反復の

意志の教育

結果遂には反射的に行はるゝに至るが如し。

かくの如く意志運動は反復練習によりて遂に器械化せられ、更に新たる運動を行ひ得るに至り、吾人の精神は益々複雑多量なる動作を營むことを得るものなり。

意志運動をなすに至りたる者に對しては、成るべく思慮して行爲せしむるを要す。正しく思慮せしめ選擇せしめんと欲せば、その標準たる高き道德的理想を與へざるべからず。而も兒童の知識の發達未だ幼稚にして、到底自己の理想によりて思慮判斷を爲し得ざる時は、その環境を整理して常に善事を示し、惡例を遠ざけ、殊に上長者の意志に従順ならしむべく、漸く長ずるに及びては、正邪善惡に對する明かなる觀念を養ひ、善事を好愛し、惡事を嫌惡するの感情を切實ならしめ、如何なる境遇に處しても善事は必ず之れを行

人格

ふの習慣を確立すべし。斯の如くにして始めて品性は成立するものなり。蓋し品性とは意志の習慣性なればなり。

第十五節 人格及び個性

一 人格

吾人の意識は流轉的のものにして、其の内容は瞬時も同一なることなし。而も各瞬時の意識の内容は、互に相關聯せるのみならず、亦過去より現在に互りて密接なる聯鎖をなせり。故に自己の現在及び過去の意識・行動は常に我が意識我が行動なりと考へ、其の間に統一を感ずるものなり。斯の如く吾人の意識が「我」といふ觀念によりて統一せられたる状態を人格といふ。是れ人間特有の本質なり。

「我」の觀念即ち自我の意識は、實に自我の感情に基づく。而

人格の發達

して自我の感情は、有機感覺狹義と概念とによりて發生す。蓋し概念は知的系統を組織し、之れに伴隨せる一種の自我感情を生ぜしめ、有機感覺は境遇の變化、意識の流轉に拘らず前後一貫して變らざる性質を有し、自ら自我の感を生ずればなり。更に自我感情の發達に重要なるは記憶なり。記憶は過去の我と現在の我とを同一なりと感ぜしめ、以て自我の感情を明確ならしむ。

自我の感情はその要素の複雑に發達し來るに伴ひて、他の意識内容と區別せられ、茲に自我意識を生ず。斯の如くして生ずる自我意識の發達は順序的にして、漸次統一せらるるが故に、個人の發達上急激なる變化なき限りは、自我の同一を認め、茲に人格といふ感を得べし。人格を有する者はその意志運動に統一あり、その行動に責任を感じ、自重自尊の

心を生ずるに至るものとす。

二 個性

個性の本質

人格は自我意識によりて思想、感情及び意志の統一せられたる状態なり。されば之れを抽象的に見れば、萬人同一なれども、其の如何に統一せらるるか、及び如何なる意識内容が統一せらるるか、は人毎に異なり。或は知的内容に秀でたるもあるべく、或は情的方面に優れたるもあるべし。等しく知的方面に秀でたる人の中にも、想像の方面に特長を有するもあるべく、推理の方面に長じたるもあるべし。従つてその意識内容と統一状態とを異にするは避くべからざる結果なり。此の點より觀れば、人格には個人的差異ありといふを得べし。此の差異的方面を見る時は、之れを個性といふ。個性の生ずる要素は、遺傳の傾向と、教育及び境遇の影響

個性の生ずる要素

とに分つべし。遺傳の傾向は教育及び境遇によりて益發達若しくは抑制せられ、教育及び境遇は遺傳によりてその効果を制限せらる。而して各個人は皆此の兩要素を異にするが故に、個性も亦多種多様なり。今個性の差異の主要なるものを列擧すれば次の如し。

1、知的素質

イ、心像型の差異 視覺型・聽覺型・運動型及び混合型の差別あることは既に之れを述べたり。而して此の差異は知的作用中觀念及び記憶に關して特に著し。
ロ、聯合の差異 器械的論理的・人爲的聯合等の別あり。
ハ、想像の差異 受動的のものと能動的のものとあり。
2、情的素質 此の素質は所謂氣質の差異を主とす。氣質は普通四種に別たる。

イ、膽汁質 情緒的の反應速かにして強きもの。

ロ、多血質 情緒的の反應速かにして弱きもの。

ハ、憂鬱質 情緒的の反應遅くして強きもの。

ニ、粘液質 情緒的の反應遅くして弱きもの。

一般に膽汁質は怒り易く、多血質は快的情緒に傾き、憂鬱質は哀愁に傾き、粘液質は冷淡に傾くを以て其の感じ方の先天的傾向とす。

3、意的素質 意的方面の性質を品性或は性格といふ。意志には強弱・善惡等の差別あり。之れによりて性格に種種の差異を生ず。

各個人に於ける各種の特質は、種々に結合して各人に固有の色彩を帯びしむ。教育は此の各個人固有の性質に基づき、其の優良なる部分を助長し、不良なる傾向を抑制し、以て

個性と教育

知情意三方面の圓滿に發達せる人格を養成せんとするものなれば、教育者は各兒童につきて其の個性を十分に了解せざるべからず。

第五章 身體及び精神の發達

第一節 心身の關係

精神現象に對する生理的現象は腦神經の活動なり。腦神經の活動は、血液の供給を必要條件とす。されば精神の活動する時には必ず腦血量の増加あるを要す。故に激烈なる情緒の活動の如き最も強烈なる精神活動のある時には、腦髓の充血最も著し。之れに反して精神の活動全く休息して平穩なる時は、腦髓は貧血状態にあり。而して人身の血量には定限あるを以て、腦髓充血する時は身體の周邊部は貧血せ

血行と精神現象

身體の健否と精神の活動

ざるを得ず。身體の周邊部貧血すれば、その營養宜しきを得ず。故に精神の活動過度なる時は身體の發達遲滯するを免れず。心配・悲哀等の多き時は食慾減少し、食後直ちに精神活動を盛にすれば胃を害するが如きは此の理による。故に身體の健康を保全せんと欲せば、精神の活動を適度にし、その平衡を破らざる様注意するを要す。又精神疲勞したる時は適當の休息を與ふべし。精神過勞の爲氣分の優れざる時に正坐して下腹部に注意を集中し、該部に血量を増加すれば、精神は自ら休息を與へられ、心氣爽快となるべし。

身體健康なれば氣分爽快にして精神の活動盛なれども、身體不健康なれば精神活動亦減ず。身體の健否は實に記憶の良否・感情の順不順の原因となり、又は意志の強弱に關す。凡そ一切の精神作用は身體の影響を蒙らざるはなし。

精神の快否緩急と身體の活動

精神不愉快なる時は血液の循環不良にして、神經の活動不活潑となり、且つ筋肉に力なし。故に同一業務を執る時も精神の不愉快なる時は、比較的早く疲勞を感じず。又同一業務に對しても其の成功を急ぐ時は疲勞多く、否らざる時は疲勞少し。是れ精神の緩急が身體に及ぼす影響なり。疾病の治療に精神療法と稱するものあり。是れ實に患者の精神状態に變動を與ふることによりて其の疾病を治癒せんとするものにして、催眠療法、禁厭療法、轉地療法の效果の一部分は實に此の精神の身體に及ぼす作用を利用したるものなり。

以上述べたる如く、精神と身體とは相互に密接なる關係を有するものなれば、その一方の健全と發達とを計らんに同時に他方の健全と發達とに注意すべく、決して一方に偏することあるべからず。健全なる身體に於ける健全なる

心身相互の關係

精神は、實に心身の理想的状態なり。

第二節 心身の活動とその發達

一 兒童の心身活動と順應

吾人の環境は極めて複雑なれば、之れに對して適當なる順應をなし得るまでには比較的長き準備期を要す。是れ人類が最も長き兒童期を有する所以なり。而して此の順應を習得するは、一に發育期に於ける心身の活動に俟たざるべからず。此の種の活動は環境の刺戟によりて漸次生得的傾向を開發し、心身諸機關の成長發達を催進するものにして、吾人は之れによりて漸次吾人の祖先が未だ達し得ざりし程度の發達をなし得るものとす。

二 心身の活動と勢力の消費及び恢復

發育期に於ける心身の活動

疲勞

心身の活動はその機關の成長發達を促すものなれども、勢力を消費し所謂疲勞を感じしむ。これ吾人の活動能力にはその身體の狀態に基づき一定の限度あるを以てなり。所謂疲勞とはその一定の限度に達したるものなれば、之れを恢復せしめ、以て爾後の活動に備へざるべからず。疲勞恢復の主なる方法は休憩及び睡眠なり。

休憩

休憩は身體的には、少なくともその活動せしめたる部分の活動を故意に一時中止せしめて安靜の狀態に置き、營養作用を盛ならしめて消費したる勢力を補充し、心理的には、意識の集中點を變換して集中作用を緩漫にし、精神に慰安を與へて安靜の狀態に置くを要す。

睡眠

休憩の永續して意識の活動を休止せしむるを睡眠といふ。睡眠は多くは神経系統の疲勞に基づくものにして、通例

規則正しく生起す。吾人は睡眠によりて心身の疲勞を慰し、新勢力を得るものなり。睡眠の深さ及び長さは疲勞の度によりて一樣ならず。睡眠中は刺戟の感受性を減じ、排泄機能遅緩し、血行及び呼吸整調す。血行は睡眠の初には遅けれども漸次速かに、呼吸は深く且遅し。又睡眠時は腦に送らるゝ血量減じ、體温一般に低下す。

睡眠は疲勞恢復の最も完全なる要件なれば、心身發達の旺盛なる時期に於ては、殊に十分なる睡眠を必要とす。其の時間は個人によりて差異あるべしと雖も、その標準大凡左の如し。

出生より滿一ヶ月までは二〇乃至二二時間

滿一ヶ月より滿六ヶ月までは一六乃至一八時間

滿六ヶ月より滿一年までは一四乃至一六時間(夜間一一乃至一二時間、晝

寢(二回)

滿一年より滿二年までは一二乃至一四時間(晝寢一回)

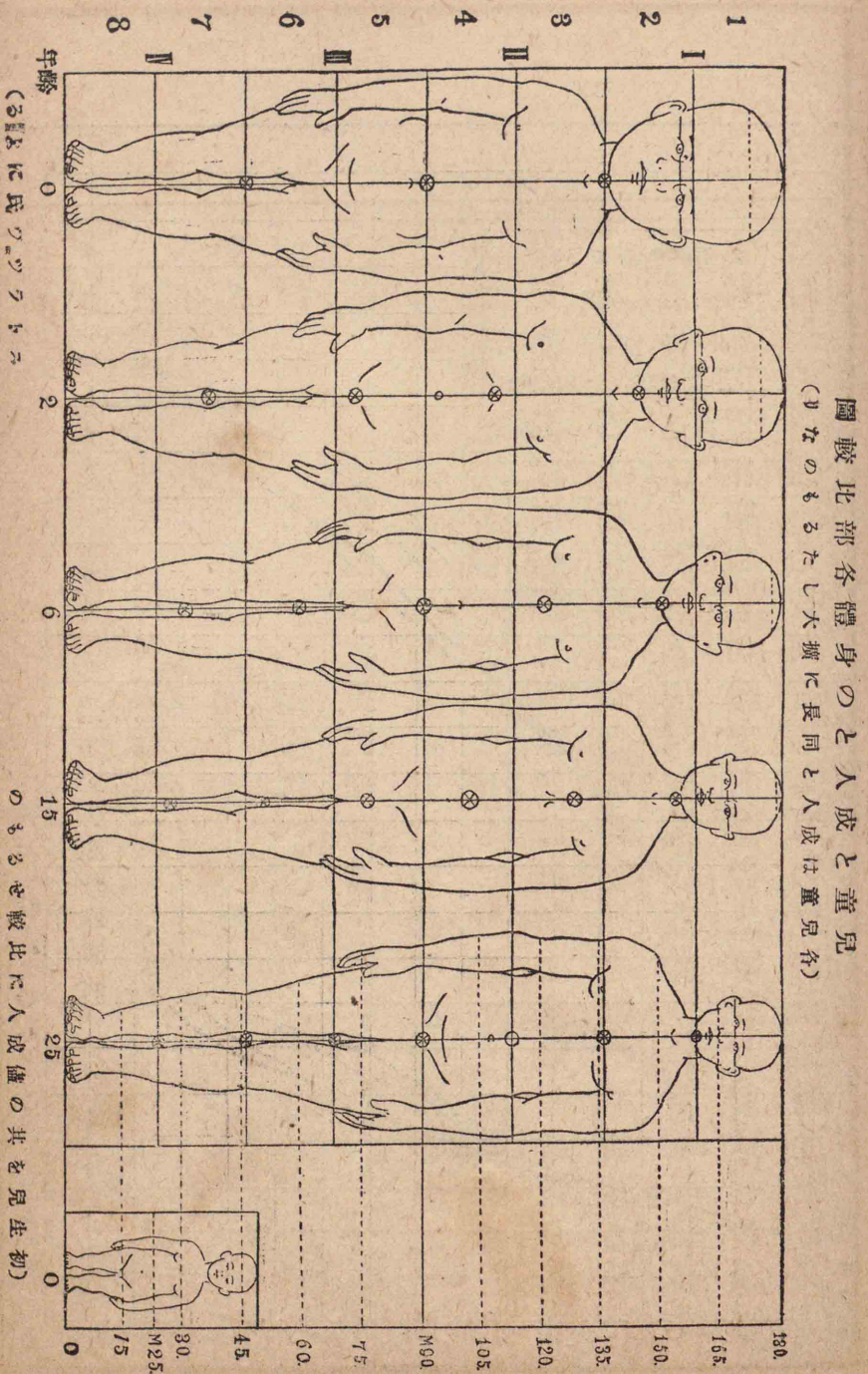
滿二年より滿六年までは一二時間

滿六年より滿十年までは一一時間

滿十年より滿十五年までは九乃至一〇時間 (ドラモンド氏に據る)

第三節 身體の發育

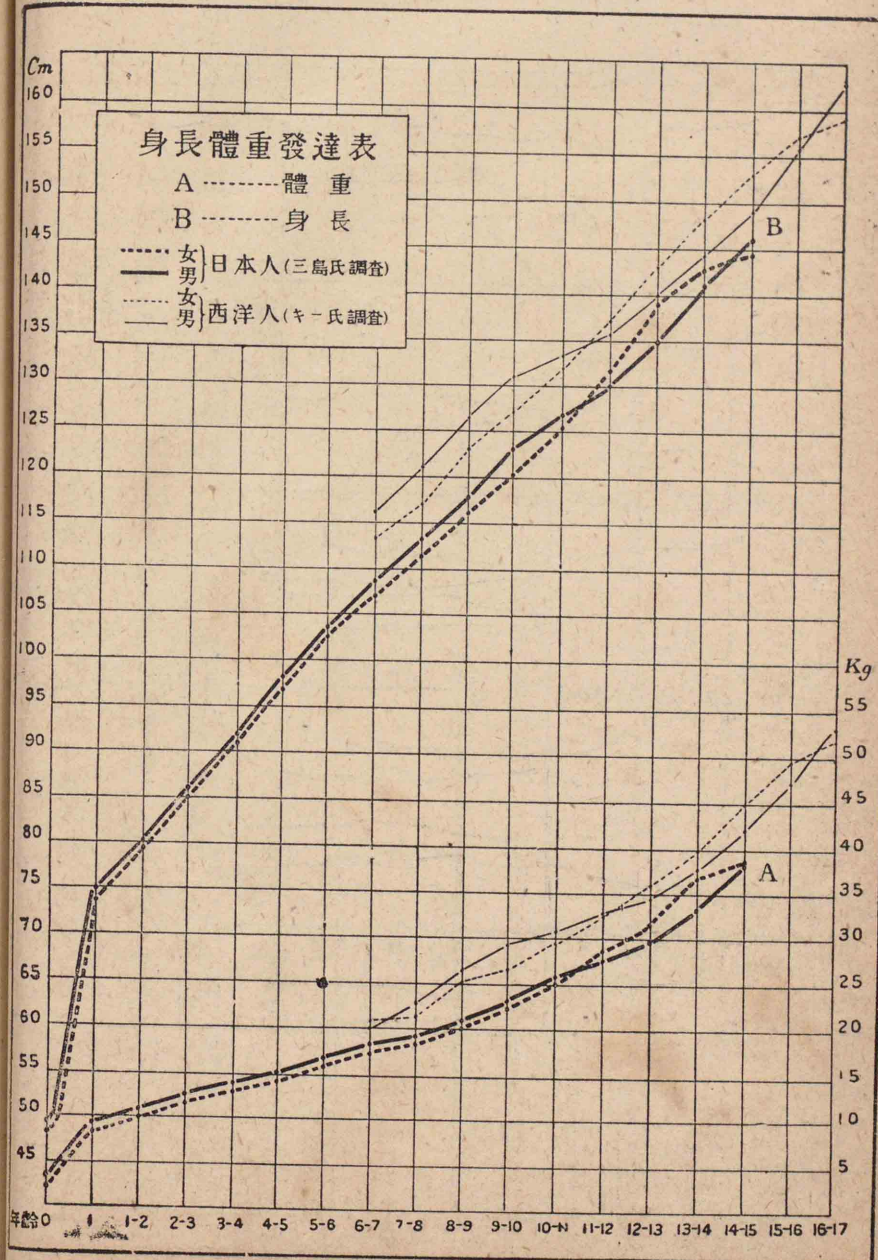
小兒は成人の小型なるものに非ず。初生兒が發育して成人となるまでの間には、その長さに就きて見るも、頭は二倍となり、軀幹は三倍、腕は四倍、脚は五倍、全身は三倍五分の三となるといふ。而して幼兒が大人の如き形態を有するまでの間に於ける身體の發育は、各部に同時に行はるゝにあらず。此處彼處相交代して發育し、全體より見て發達の緩徐なる時期と急速なる時期とあり、その進行は律動的なり。



嬰兒期

幼兒は出生より滿一ケ年は齒牙を有せず、専ら哺乳によりて發育す。身體は全體として、頭部及び腹部甚だ大にして、腸は割合に長く、肝臟も亦比較的大なり。而して消化作用及び新陳代謝作用の著しきを以てその特徴とす。此の一箇年間に於て最初の一箇月間はその發育最も盛にして、その間に體重は出生當時の凡そ七分の一を増加し、滿一箇年にして凡そ二・七五倍となる。此の時期を**嬰兒期**と稱す。

滿一歲以後滿四歲までの間に於ては、身幅の増大は身長の増大より大なり。即ち身體は全體として**充實**する時期なり。之れを**第一充實期**と稱し、各部の筋肉はよく發育し、全體の形狀及び比例次第に調ふ。幼兒は此の時期の始より直立を試み、所謂偶成法によりて漸次歩行し得るに至る。斯くて脊柱は自然に彎曲を呈するに至る。幼兒は此の間に乳齒を



幼兒期

生じ始め、漸次母乳を離れ、食物を噛み碎きて消化し得べし。満四歳以後満七歳までの間に於ては、身長が増加著しく、身體は全體として伸長す。此の時期に於ては、乳齒完成して、幼兒は全く母乳を離れ、堅き食物を噛み碎き得。かくて顔部はその長さを増加し、頭部と畧同長となる。又上肢、下肢も次第に發育して、軀幹の長さに等しきに至り、漸く之れを超過せんとす。之れを**第一伸長期**と稱し、**第一充實期**と共に合せて**幼兒期**と名づく。嬰兒期より盛に發達し來りたる腦髓は、幼兒期の終に於て畧その絶頂に達す。

満七歳以後満十歳までの間は、身長が増加率減じて發達緩徐なれども、體重は比較的著しく増加するを以て、**第二充實期**とも稱す。此の時期に於て、乳齒脱落して永久齒を生ず。満十歳以後満十四五歳までの間は、四肢殊に下肢の發育

兒童期

著しく、その生活のエネルギーの多くは身長殊に下肢の成長發達の爲に消費せられ、爲に體力は若干衰ふる傾向あり。之れを**第二伸長期**といふ。第二伸長期は一般に女兒には男兒よりも一二年早く來りて又早く去り、男女の特徵漸く現はるゝものなり。

第二充實期、第二伸長期を總稱して少年期又は**兒童期** (義狹)と稱す。

青年期

満十四五歳より成熟期即ち満二十歳に至る期間を**青年期**といふ。此の時期に於ては、その生活のエネルギーの多くは身體各部の發達の爲に費消せられ、その大さ及び重さを増加し、骨骼も筋肉も共に強力となる。而してその終期に於ては身體の發育完成し、男女の性的標徴著しく表はれ來る。

第四節 精神の發達

精神も亦身體と等しく律動的に發達し、停滯と躍進と相交代す。而して兩者の發達は相追隨し、大體に於て身體の發育の旺盛なる時期は精神の發達の停滯する時期なるが如し。今前節に述べたる各時期に従ひて、精神發達の有様を概説すべし。

(一) 嬰兒期 此の時期は純然たる身體發育の時期なりといふを得べし。その生活は消化と代謝とを主とする生物的生活なり。嬰兒は最初漠然たる意識を有し、漸次明瞭なるに至れども、未だ自我意識を有するに至らず。内外自他の區別を知らず。その精神は時々起る感覺と感應との混沌たる世界に生活す。

(二) 幼兒期 内外自他の區別を辨じて、漸く自我意識を生じ、感覺的生活次第に盛なり。本能運動としては模倣遊戲等著しく表はれ、感覺の發達は好奇心の發動を促すに至る。されば此の時期の特徴は、將來の精神生活の爲に種々の感官を練習し、材料を收得するの時期なりといふを得べし。

(三) 兒童期 個々の事物に對する好奇心は彌、旺盛にして、理解及び把住の作用亦盛なり。従つて觀念蓄積の時期なり。而も筋肉の活動は漸次微細となり、最も驅走及び手指の練習に適す。此の時期の終に近づけば、思考作用起れども、多くは具體的なるを免れず。感情は感覺的感情より漸次情緒に進み、多くは利己的にして不安定なるをその特徴とす。意的活動は大部分衝動的に行はる。

(四) 青年期 思考の發達は前時期に蓄積したる觀念に正

しき秩序系統を與へ、以て實際問題の解決に便ならしむ。青年が好んで議論を上下するが如きは、實に思考の發達を證明するものとす。感情的方面に於ては、情緒は漸く發達して情操と成り、國家・社會・道德・宗教・美術・工藝等の一般的事物に對して複雑なる感情を抱くに至る。而してその活動は漸次統一的となり、所謂人格的生活をなすに至る。是れ人類の特徵にして、人間精神の完全なる發達を遂げたるものなり。

第三篇 教育の方法

概論

第六章 教育の時期及び其の場所

時期及び場所
を區分すべき
理由

人生の準備期にして教育の好時期なる兒童期(廣義)に於ける心身の發達には、自ら一定の時期あり。各時期に於て自ら一定の特質を有することは既に之れを明かにしたり。而して其の發達は生活環境と密接なる關係を有するものなるが故に、兒童を教育せんとするに當りては、須らく此等の事實に基づき、其の發達を標準として適當に其の時期を區分し、各時期に於て適當なる生活環境を與へ、以て適當なる方法を講ぜざるべからず。

時期及び場所
の區分

兒童心身の發達を(一)嬰兒期(二)幼兒期(三)少年期及び(四)青年期の四期に分つことは既に之れを述べたり。而して最初の二期は多く純然たる家庭教育の時期なれども、幼兒期の後半に於ては、或は幼稚園に於て其の教育を補ふことあり。少年期は略學齡に相當し、此の期間に於ては小學校にて國民としての基礎教育を受くべきものとせらる。而して最後の青年期に於ては、直ちに實業に就くものと、更に高級の學校教育を受くるものとあり。されば兒童の生活環境は、(一)家庭(二)幼稚園(三)小學校及び(四)其他の學校等の別ありといへども、兒童生活の全體を通じて中心たるべきものは家庭なり。此の故に、家庭と幼稚園及び各種學校とは常に協力して兒童教育の爲に盡さんことを要す。

第七章 家庭

第一節 家庭の意義

家庭教育を研究せんと欲せば、家及び家庭の組織を明かにせざるべからず。

一、家 法律上の家とは、單に家屋又は共棲團體の謂にあらず。戸主の下に統轄せらるゝ家族團體をいふ。されば家の要素は法律上にては現存せる家族のみに限らるれども、歴史的には祖先も亦家の主要素たることを忘るべからず。蓋し吾人の身體は祖先の遺體にして、吾人の精神は祖先の繼承なれば、祖先は身體的にも精神的にも一家の各員を通じて一家と共に永遠に存續するものなり。この故に、吾人も亦家の一員たることによりて、子々孫々相傳へて、永久に存在す

一、家

二、家庭

ることを得べし。

二、家庭 一家の共棲團體を家庭といふ。されど實際の家庭に於ては家族にして共棲せざることあり、又家族ならずして共棲せるものもありて、其の組織一樣ならず。されば家と家庭とは時に一致せざることあれども、眞の家庭は家と一致すべきものにして、眞の教育はかゝる家庭に於て行はるるものなれば、以後此の意味に於て家庭教育を論ぜんとす。

第二節 家庭の目的

家庭の目的

家庭の目的は、之れを個人より見れば、各家族協力して生活を共にし、苦樂を分かち、以て各自の安寧幸福を計らんとするにありといへども、之れを社會より見れば、一家の爲又一國の爲に其の繼承者を養成し、以て其の進運を計らんとす。

教育所としての家庭

休養所としての家庭

るにあり。特に我が國の如く家を以て國家組織の根本とせる家族制度の國に於ては、其の繼承者即ち兒童を完全に教育して以て一家の繁榮を謀り、國家の隆盛に資するは、實に家庭の主要目的たらざるべからず。

家庭は人の苗圃なり。人は茲に生れて茲に成長す。苗圃の培養宜しきを得ずして焉んぞ他日の美果良材を期待すべけんや。この故に家庭は子女の爲に自然の教育所として完成せられざるべからず。

然れども家庭は又家族の爲に休養慰安の場所たらざるべからず。されどこれが爲めに教育の場所たることを妨ぐるものにあらず。眞の休養慰安は決して放縱逸樂によりて求むべからず。只心置きなき一家の團欒により、互に溫き心情と協同の精神とを以て相接する和氣藹々の裏にこそ求

眞の家庭

むべけれ。

されば眞の家庭は休養慰安の場所たると同時に、兒童教育の場所たることを得べし。而して子女は其の清く且つ温き團欒の中に於て自ら養育せられ、又薰陶せらるべし。

第三節 家庭の教育的要素

家庭に於ける教育的影響には人格的要素と物質的要素とあり。然れども其の根本は常に人格的要素にあるものとす。

一、人格的要素

之れを分ちて家族の感化及び家風の影響とす。

(イ) 家族の感化 一家の各員が兒童に及ぼす感化は親疎の別により自ら差異あり。(一) 父母は一家の中心にして骨肉

の間なれば、其の感化最も強し。父は一家の權威を代表して、子女の爲によく計りよく斷じ、母は一家の愛情の代表として、よく愛し、よく慈み、兩々相俟つて寛嚴宜しきを得べし。兒童教育の中心としてその職能を全うするを得べし。(二) 祖父母は父母の兩親、一家の上長者にして家風の維持者なり。殊に兒孫に對する愛情極めて切なるものなれば、其の感化も亦頗る大なり。(三) 兄弟姊妹は自然の好友なり。共に胸中を披瀝し、心情を吐露し、且つ、寢食を共にするものなれば、相互の感化亦大なるものあり。(四) 家庭には時に伯叔父母及び其の子女の同棲せることあり。(五) 又僕婢を有することあり。此等は多少親疎の差ありといへども、直接又は間接に兒童教育に影響するものなり。されば一家の各員は常に秩序統一を保ち、互に和親協力して、幼者の

爲に其の父母を中心として教育者たるの責任を分たざるべからず。

(ロ) 家風の影響 凡そ一家の家風は、祖先傳來の歴史・習慣と、家族各員の人格、特に家長及び主婦の人格によりて定まり、家系の永續及び家族の親和によりて益、有力となるものにして、不知不識の裏に兒童の品性陶冶の上に多大の影響を及すものなり。されば家庭教育上此の家風即ち家族精神の確立改善を謀り、家族の感化と相俟つて、兒童をして(一)和親協力、(二)敬神崇祖、(三)質實勤勉、(四)秩序清潔等の美風に染ましめ、以て其の道德的品性の基礎を陶冶せんことを要す。

二、物質的要素

二、物質的要素 家屋・庭園の構造及び家具・裝飾等は勿論、一般の清潔整理に至るまで、總て家族及び家風の特質を具體

的に表示せるものなれば、兒童に及ぼす影響も亦決して尠少ならず。然るに通例衣食に關しては特に兒童の爲に注意せらるれども、住居に關して全く等閑に付せらるゝこと多し。されば經濟的事情の許す限り、彼等の爲に特に意を用ひたる居室・庭園及び運動場等の設あらんことを要す。

第八章 學校

一、學校の目的

一、學校の目的 社會の文化未だ發達せず、其の生活簡單にして、人々皆家庭の教育のみにて直ちに社會生活に入り得たる時代にありては、未だ特別の教育機關を要せざりき。然るに社會の文化漸く進歩し、其の生活益、複雑となり、生存競争の必要次第に加はらんとするや、個人としても、又國家としても、將來の安寧幸福進歩發達の爲に家庭に於ける自然

二、學校の組織

の教育のみを以て満足せず、其の生活に對する特別の準備教育を要するに至れり。是れ即ち學校教育の起りし所以なり。されば學校は之れを個人より見れば、家庭より社會に入らんとするに先ち、其の生活に對する特別の準備教育を受ける機關にして、之れを國家より見れば、國家の進歩發達の爲に有爲なる國民を養成し、其の文化を普及する機關なり。而して文化の普及は教育の普及によりて行はる。されば學校は實に教育を以て唯一の目的とするものなり。

二、學校の組織 學校は多數の教師によりて多數の兒童又は生徒を教育する所にして、一の團體組織なり。而して其の兒童又は生徒は多くの小團體に區分せられ、それらに擔任教師によりて教育せらるれば、直接の教育は個人對團體の關係なれども、全校の教師は學校長の下に統率せられ、統一

三、學校の教育的要素

(1) 人格的要素

ある一團として全校の兒童又は生徒を教育するものなれば、間接の教育は團體對團體の關係にて行はるゝものなり。而して兒童及び生徒は相互の間に自ら長幼の序、親疎の別ありといへども、大體に於て一定の規律、習慣に従ひ、和親協力、切磋琢磨して共に對等の交際を爲せり。されば學校は全體として一の統一ある社會團體なりといふを得べし。

三、學校の教育的要素 學校は教育を以て唯一の目的となし、専門の教育者により、一定の理想を以て教材を選択し、教法を考究し、設備を完成して教育する所なり。隨つてその影響は常に組織的にして且具案的なるを以て其の特徴とす。今其の影響を分つて人格的要素及び物質的要素とす。

(1) **人格的要素** 之れを分ちて (一) 教師の影響、(二) 校友の相互影響、及び (三) 校風の影響とす。(一) 教師は猶父母の如く、特別

(ロ) 物質的要素

の信頼を受けて知識技能を傳達し、徳性を涵養して、直接に學校教育を行ふものなれば、其の影響の大なること云ふまでもなし。(二) 校友は猶同胞の如く、机を共にし、師を同じくし、共に學び、共に遊び、親密なる中にも一定の規律制裁ありて互に社會生活の實習を爲すものなれば、其の影響も亦大なり。(三) 校風は猶家風の如く、學校精神の發現にして、児童及び生徒の氣風に影響すること尠少なからず。

(ロ) 物質的要素 學校教育は多數の合同教育にして、特別の知識技能を傳達し、身體の健全を謀らんとするにあれば、之れに對する特別の設備及び備品を要す。而して此等の完備せると否とは直接其の教育の效果に影響すること尠少なからず。

之れを要するに、學校教育の長所は知育にあり、徳育に於

ては共同的訓練に適し、體育に於ては運動の獎勵に便なりといへども、各人の個性に基きて品性を陶冶し、身體を養護することは、之れを家庭教育に俟たざるべからず。

第九章 教育の基本的な方法

児童は新環境に對する順應によりて進歩發達することは既に之れを述べたり。順應作用の種類によりて教育の方法を分てば、(一) 實行、(二) 理解、及び(三) 感化の三となすことを得。

第一節 實行

一、實行の種類 實行による方法は更に之れを分ちて偶成法、遊戯及び作業の三とす。

(イ) 偶成法(試行錯誤法) 嬰兒の匍匐を習得するや、始より其

一、實行の種類

(イ) 偶成法

の方法につきて何等の理解なく、只其の必要に迫られて種々の運動を試行する内に、偶、某運動が其の目的を達せるを以て満足之感を生じ、再三之れを反復する内に遂に其の運動に習熟するに至るものなり。斯の如き順應法を偶成法といふ。是れ總ての動物に共通なる原始的順應作用にして、人類に於ても、亦總ての基本的運動は皆之れによりて習得せらる。殊に幼少なる時期に於て然りとす。而して此の方法は常に多少の理解を伴ひて次に述べんとする遊戯及び作業の中に行はるゝものなれば、實行による教育法の根本なり。

(ロ)遊戯

(ロ)遊戯 遊戯の本質は、心身に旺盛せる活力に基づく自發活動によりて内部より發達せんとする諸種の能力を啓發練習するにあり。而して其の目的を自覺することなく、

只活動其のものを樂しみ、全力を傾注して自由に活動するを以て其の特徴とす。

遊戯の發達

遊戯は生後四・五ヶ月頃より始まるものなるが、之れによりて練習せらるゝ諸能力は兒童の成長するに従ひてその種類を異にす。而して一・二歳の頃は主として感覺機關及び四肢の筋肉運動を練習し、三歳頃に至り觀念の作用漸く發達するに従ひ、想像作用は遊戯の主要素となり、五六歳に至りてその絶頂に達す。其の後は從來の如く單に心身の新能力を收得せんとするに止まらず、多くは之れが使用に習熟して其の敏捷・正確を競はんとする競技となる。殊に男兒に於ては身體的能力の試練に興味を有し、又一般に推理力が遊戯の一要素として用ひらるゝに至るべし。之れを要するに、心身の諸能力は總て遊戯によ

遊戯の種類

りて啓發練習せられ、或程度まで發達したる後は競技の
試練によりて之れを完成するものなり。 〽
遊戯の種類は多種多様なれども、其の活動の種類より
見れば、身體的活力を主とする運動的遊戯と精神的活動
を主とする**精神的遊戯**とに分つことを得べく、又其の組
織より見れば、個人にて爲す**個人遊戯**と團體にて爲す**團
體遊戯**とに別つことを得べし。

遊具の種類

多くの遊戯は其の活動を助くる爲に種々の遊具を要
す。就中専ら感覺又は技能の練習に用ふる**使用遊具**あり。
實物又は模型によりて直觀、想像の練習に資する**實體遊
具**あり。思想の構成又は發表の材料とする**材料遊具**あり。
宜しく遊戯の性質及び遊具の目的を考へ、其の選擇に留
意すべし。

遊戯の注意

遊戯の選擇及び指導につきて注意すべきことは左の
如し。

(イ) 遊戯の選擇に當りては、常に兒童の心身の要求に適應
して興味あるものを選び、危險又は不良の習慣を伴ひ
易きものを避くべし。

(ロ) 遊戯の指導につきては、常に兒童の自發活動を重んじ、
彼等の工夫、想像を尊び、妄に干涉することなく、其の主
要目的を考へて之れが指導を爲さんことを要す。

(ハ) 作業 遊戯は進んで其の目的を自覺し之れを遂行せん
とする故意の努力活動となることあり。これを**作業**とい
ふ。作業にも亦**運動的作業**及び**精神的作業**の別あり。而し
て作業は遊戯と異なり、必ずしも自發活動によるにあ
らず、又必ずしも活動其のものを樂とするにあらず。只目的

二、習慣の養成

を遂行せんとする義務の念及び其の成功の快味を得んとする努力の感あるを以て其の特徴とす。されば其の種類によりては體育及び知育の手段として有效なるのみならず、大に意志の修練に適し、業務に對して眞摯なる習慣を養ふが故に、德育の手段としても有力なる方法なり。作業を課するに當りては、兒童の程度に適應せるものを選び、先づ其の任務を明かにし、且つ其の方法を指導すべし。而して常に其の目的を自覺して之れが遂行に努めしめんことを要す。

二、習慣の養成 實行の教育的價值は、運動の練習によりて習慣を養成するにあり。而して習慣の作用は心身の兩方面に亙りて知識技能の發達及び品性陶冶の基をなすものなり。今其の養成につきて注意すべきことを擧げん。

- 1、習慣を形成せんと欲せば實行を反復せしむべし。
- 2、新習慣は一定の基礎を作るまでは成る可く同一の状態にて反復練習せしむべし。

- 3、習慣形成の難易は實行に伴ふ成功の快味の多少によるものなれば常に目的の遂行を期せしむべし。
- 4、習慣の形成若しくは打破には鞏固たる決心と努力とを以て當らしむべし。

三、實行の指導

(イ) 示範

三、實行の指導 實行による教育をして有效ならしめんと欲せば、理解に依る教育の補助によりて適當にこれを指導せんことを要す。左に其の主要なるものを擧げん。

(イ) 示範 兒童の實行を促すに當り、教育者自ら實踐して其の模範を示し、彼等をしてこれに倣はしむるを**示範**といふ。示範は教育者の人格の發現として不斷に行はるゝ所に眞價あり。教師の徳望高く、兒童の之れを親愛敬慕する

(ロ) 訓諭

ことの深きに從つて、其の効果愈大なるものなり。
(ロ) 訓諭 示範も尙兒童の意志を動かす能はざる時は、機に觸れ事に臨みて、事理を明かにして、彼等の反省を促す必要あり。之れを訓諭といふ。訓諭を行ふに當りては、其の言語を慎み、容儀を正し、深切好意を盡し、至誠を以て其の心琴に觸るゝ所なかるべからず。

(ハ) 命令・禁止

(ハ) 命令・禁止 訓諭も尙兒童の意志を動かす能はざる時は、教育者の意志を以て斷然、其の實行を命令又は禁止することあるべし。命令及び禁止は常に一途に出で、前後の矛盾なく、常に一時に一事を課して之れを勵行せしむべし。

(ニ) 賞罰

(ニ) 賞罰 賞は善行に快感を伴はしめて再び之れを行はんことを勧め、罰は悪行に不快感を伴はしめて再びこれを行はざらしめんとするにあり。共に行爲の結果につき其

一、理解の意義

の將來を指導せんとするにあれども、之れを施すに當りては、嘗に行爲の外形のみによらず、深く内心の動機を精察し、發達の程度に應じて適當に處置せんことを要す。若しその用を誤る時は、兒童をして賞罰の爲めに言行を左右せしむるに至り、甚だしき弊害を生ずることあり。

第二節 理解

一、理解の意義 理解とは既得の經驗によりて新經驗を類化することにして、新來の經驗が既得の經驗と多くの類似點を有し、よく類化する時は、之れを理解せりといふ。而して一般に近易にして簡單なるものは、疎遠にして複雑なるものよりも經驗し易く、具體的直觀は抽象的概念よりも類化し易し。されば理解の法則として、「近きより遠きに」、「易きより

教授の一般的順序

難きに「具體より抽象に」など唱へらるれども、要するに「既知より未知に及べ」といふに歸す。此の故に容易に理解せしめんと欲せば、(一)先づ兒童の既得の經驗を探究して、(二)之れに新來の經驗を類化せしめんことを努むべし。(三)而して一旦類化せしめたることは、其の把握を確實にし、應用自在ならしめんが爲に、其の主要點を概括して練習せしむべし。(一)を豫備と云ひ、(二)を教授と云ひ、(三)を整理といふ。是れ普通に行はるる教授の一般の順序なり。

二、興味と理解

二、興味と理解　されど眞の理解は他より注入するにあらずして兒童をして自ら進んで收得せしむるにあり。自ら收得せしめんとせば、先づ興味を惹起せざるべからず。興味に直接興味及び間接興味の二種あり。間接興味は教授の方法を巧妙にして之れに面白味を感じしめ、間接に其の教授事

三、獨斷法と啓發法

示教
示範
講話

項の習得を樂ましめんとするにあり。直接興味は直接に其教授事項に面白味を感じしめ、自ら進んで追求せしめんとするにあり。依つて之を**追究的興味**とも云ふ。理解による教育に於ては教授事項に對する**直接興味**を喚起するを肝要とす。蓋し直接興味は單に教授事項を容易に收得せしむるのみならず、進んで之れを追究して止まざらしむればなり。然れども幼少なるものに對しては、**間接興味**も亦屢、方便として必要なるものとす。

三、**獨斷法**と**啓發法**　或事柄を教ふるに當り、之れを既定のものとして獨斷的に授けると、未定のものとして啓發的に考究せしむるとの二法あり。前者を**獨斷法**と稱し、後者を**啓發法**といふ。獨斷法は實物教授に於ける**示教**、技能教授に於ける**示範**、又は事實教授に於ける**講話**の如く、一定の實物及

問答
對話
課題

び事實を直截簡明に知らしむるの便あれども、注入に偏する時は兒童をして受動的態度に陥らしめ、興味を減殺する弊あり。然るに啓發法は問答對話又は課題等によりて未定のものとして提供し、兒童をして自ら探求理解せしむるにあるを以て、直截簡明を缺くの弊なきにあらざるも、兒童は常に能動的態度を取りて、興味多く、單に其の事柄を收得するのみならず、併せて知能を啓發するを得べし。而して兩者何れを採るべきかは教授事項の性質及び兒童の程度によるものなれば、一概に定め難しと雖も、一般に兒童教育に於ては啓發法によるを可とす。

第三節 感化

一、感化の意義 感化とは人格の人格に對する直接の影響

一、感化の意義

狹義の感化

個人的影響

團體的影響

廣義の感化

にして、多くは無意識的に行はる。感化に廣狹の二義あり。イ、狹義の感化 此れ直接に人の心情に影響する作用にして、個人的感化及び團體的感化の二種あり。前者は父母又は教師の如き特に敬慕せる人格より受くる個人的影響にして、以心傳心の作用による、後者は家風又は校風の如き生活團體の統一的精神より受くる團體的影響なり。個人的感化は兒童教育の眞髓にして重要なること勿論なれども、團體的感化も亦不斷の影響にして、忽諸に附すべからず。されば父母教師たるものは自己の人格の修養に努め、常に心情を披瀝して、至誠至情を以て直接に兒童を薰陶すると同時に、一家を治め、一校を整へ、健全なる家風又は校風によりて自然に兒童を薰化せんことを要す。ロ、廣義の感化 人は又他人の意志に暗示せられ、其の風習

言語・動作等を模倣し、不知不識の裏に之れに感化せらるるものなり。之れを廣義の感化といふ。かゝる影響は幼少なる時期に於て最も有力にして、心意發達の全體に涉りて重要なこと敢て狹義の感化に譲らず。これ孟母三遷の教ありし所以なり。されば兒童を教育するに當りては、其の住所を選擇し、日常交際する人に注意して、兒童の環境を良好ならしむべし。

二、感化の主體

ハ、感化の主體 感化は一般に交際の親疎及び權威の強弱によりて異なり。其の主體は兒童の發達に伴ひて自ら變移す。兒童未だ幼少にして家庭のみにある間は、彼等に最も親近にして且つ權威ある父母の感化最も強大なり。然るに漸く長じて幼稚園又は小學校に入るや、新なる權威者にして且つ親近者なる保母・教師を加へ、其の感化を受くること最

も強きに至ることあり。之れと同時に朋友の感化も亦新に生じ來り、團體生活の親密なるに従ひて益増大し、兒童後期より青年期に涉りて其の極に達し、往々父母・教師の力も之れを如何ともする能はざることあり。かくて彼等の交際益廣まり、讀書力愈進み、自己の理想を構成するに至るや、其の感化・影響も亦頗る大にして、遂に一生の人生觀を定むる根柢となること尠なからず。斯の如く兒童に對する感化の主體は彼等の發達するに従ひ漸次變移するものなれば、兒童教育の任に當るものは常に各時期に於ける感化の主體を考察して、その感化に統一あらしめんことを要す。

本論

第十章 嬰兒期の教育

第一節 嬰兒の身體及び精神

一、嬰兒の身體

一、**嬰兒の身體** 嬰兒の身體諸機關中、生れながらにして生存の要求を充たし得るものは、只循環・呼吸の兩機關なり。消化機關は尙不完全にして、僅かに母乳の吸入・消化に適するのみ。加之、筋骨は軟弱にして、軀幹の支持に堪へず。四肢は神經系統の發達不十分なるが爲に殆んど統一ある意志運動を爲す能はず、只本能的衝動運動を爲し得るのみなり。

二、嬰兒の精神

二、**嬰兒の精神** 精神の發達は更に低級にして、其の始めは直接生活に必須なる特殊感覺及び有機感覺の發達と、此等に伴ふ漠然たる感情の意識とあるのみ。加ふるに中樞作用

未だ發達せざるが故に、個々の感覺作用を聯合して正しく外物を知覺する能はず。随つて自我意識未だ覺醒せざれば、有意運動を爲す能はず。多くは本能的要求に基づく無意的自發活動を爲すのみなり。

之れを要するに、嬰兒期は人間發達の第一期にして、生物としての生存の獨立を計るに急なるの時なり。されば僅々一箇年にして非常なる發達をなし、體重及び身長の激増は勿論、起坐・直立・把捉・匍匐・歩行運動の習得及び乳齒の發生等一として生理的獨立の要件たらざるはなし。されどかゝる急激なる發達は彼等の幼弱なる身體に急激の變化を生じ、之れが爲に疾病を醸し、往々其の生存を危くするものあり。實に一生中死亡率最も多き時とす。依りて之れを**人生の第一危機**と稱す。

人生の第一危機

一、教育の一般方針

一、教育の方針 嬰兒の心身既に前述の如き状態なれば、之れが教育にありては、先づ一の生物としての生存の根本要件を充足せしむるを要す。従つて身體の正常なる發達を遂げしめ、其の生活に必要な生理的機能を調整せしむるを以て主要目的とすべし。されば常に嬰兒の自然の要求を觀察して正當に之れを満足せしめ、以て自然の發育を遂げ、生活上善良なる習慣を得しめざるべからず。依つて彼等の教育は自然の教育者なる父母、特に母の手によりて温かき家庭に於て保育せんことを要す。

二、嬰兒の體育

二、嬰兒の體育 嬰兒の體育はその教育の主要部を占む。而して其の體育は營養を根本とし、睡眠・呼吸・保溫及び清潔等に留意して専ら自然の發育・健康を計り、以て諸種の疾病を豫防するにあり。體育につきて注意すべき事項次の如し。

(1) 嬰兒の營養は自然の食物なる母乳を最良とす。生母が自己の子女に哺乳するは自然の約束にして、單に體育上有利なるのみならず、之れによりて親子の愛情は益々親密を加ふるものなり。而して母乳の性質は母の健康、食物及び感情の興奮等によりて變化するものなれば、母たるものは常に其の食物・衛生に留意して健康を保持し、且つ感情を靜穩にして、優良なる乳汁を給與せんことを務めざるべからず。哺乳の分量・回数及び時間等は、大體に於て嬰兒の自然の要求に應ずべしといへども、其の發育に伴ひて、略之れを一定するの必要あり。已むを得ずして他人の乳汁又は牛乳等を用ふる時は、よく之れを調査して與へんことを要す。

(2) 睡眠は發育旺盛なる嬰兒の自然の要求なり。常に寢室及び寢具に注意して十分靜穩に安眠せしむべし。而して其の時間も亦自然に任せて可なりと雖も、生後三四十日に至れば漸く獨寢の習慣を與へ、且つ規則正しく

睡眠せしむるを要す。

(3) 衣服は其の地質仕立方等に注意し、寒暑を防ぎ、皮膚の作用を促し、四肢の運動を自由ならしむべく、且つ常に洗滌して清潔に保つべし。

(4) 軟弱なる嬰兒をして強ひて起立又は歩行せしむべからず。その運動も總て自然に任すべし。匍匐起立歩行等の發達は兒童により多少の遅速あるも、元來本能的のものなれば、適當の時期に至れば、全體の發達に伴ひて自ら爲し得るに至るべし。

(5) 此の時期は又一生の第一危機と稱し、胃腸病肺炎氣管支炎及び腦膜炎等に犯され易きものなれば、此等の疾病に對して十分の豫防を爲さざるべからず。

三、嬰兒の心育

三、嬰兒の心育 嬰兒の精神は極めて幼稚なりといへども、將來發達すべき基礎は皆此の中にあれば、之れが教育も亦忽にすべからず。(一) 嬰兒の心育に就きて最も注意すべきは感情の教育なり。蓋し嬰兒の精神活動を支配するものは、感

情なり。而して其の感情は多くは快不快の感應にして、主として身體の健否によりて支配せらるものなれば、其の健康を保護増進して、有機感覺を良好ならしむるは實に感情教育の根本なり。されど父母其の他日夕彼等を保育するもの、の温き感化も亦至大なれば、直接彼等に接するものは常に温情を以てし、何事にも過度の刺戟を避け、自然の要求を察して、激情を發作興奮せしむべからず。(二) 感覺は知識の門戸なれど、嬰兒に於ては未だ十分發達せざるを以て、之れが教育も亦其の器官の保護を以て主とすべし。即ち其の始は器官の不衛生及び過度の刺戟等を避けて之れを毀損せざらんことをつとめ、漸く發達するに従ひ、適當の玩具を與へて直接に之れを練習せしむるを要す。(三) 又嬰兒の衝動運動は之れを調整する必要あり。されど意志作用未だ發達せざれば

ば、只其の本能的傾向に基づき、彼等をして自ら反復練習して試行偶成せしむる外なし。但し、場合によりては適當なる玩具によりて其の發達を助成するも可なり。而して斯の如き練習は感覺の練習となり、意志作用の發達を促進するものなれば、嬰兒の心育上大切なり。(四)以上諸種の感化及び練習の結果は、嬰兒に於ては成人の如く之れを記憶すること能はず、主として習慣として保留するに過ぎざれば、習慣の養成は嬰兒教育上重要なるものなり。されば、感情の教育、運動の調整を始めとし、哺乳、睡眠等に至るまで、常に不良の傾向を打破し、善良なる習慣を養成せんことを務むべし。

第十一章 幼時期の教育

第一節 幼兒の身體及び精神

一、幼兒の身體

一、幼兒の身體 幼兒期の前半は第一充實期にして、後半は第一伸長期に屬し、自ら發育の性質を異にす。此の期間に於ては四肢大に發達して直立歩行の自由を得、手指の作用も亦自在となり、乳齒の完成及び胃腸の發達によりて、遅くとも前半期中に全く離乳して普通の食物を攝り得るに至るべし。神経系統に於ても、末梢は勿論、中樞大に發達して、初期に於て既に大顛門閉塞し、期末に至るまで腦量の増加率顯著なるを見る。且つ發聲機關の發達は中樞の發達と共に漸次言語の收得發表を自由ならしむ。

二、幼兒の精神

二、幼兒の精神 此の時期に於ける精神の發達は、嬰兒期のそれに比すれば更に顯著なるものあり。感覺機關は發達して其の作用完成し、運動機關の發達は急に生活環境を擴張し、好奇心及び摸倣本能の發動と共に直觀的經驗の收得を

増加して意識の内容を豊富ならしむ。想像作用は次第に盛となれども、記憶及び思考の作用未だ幼稚なれば、徒らに空想に走り、自己の想像と事實の真相とを辨別せざることも多し。又言語及び運動の發達に伴ひ、談話を樂み、遊戯を好み、頻りに戯曲的傾向を發揮するに至るべし。情意方面に於ける顯著なる特徴は、自我意識の覺醒と共に次第に強勢なる自我的傾向の現はるゝこと是れなり。この傾向は盛なる自發活動の發達と相俟つて自己活動の範圍を擴張し、周圍のものには皆自己の支配に任せんとする傾向を生ず。されば感情に於ても主我的傾向強きが故、一面に於ては多少の同情・愛情等の社交的感情の萌芽なきに非ざれども、未だ眞の道德的意識の發達を望むべからず。

心身の特徴

之れを要するに、幼兒期の發達は心身共に顯著なれども、

其の活動は未だ感覺的にして且つ主我的たるを免れず。されど頗る自由活動に富み、諸種の本能的傾向は遊戯によりて練習せられ、前半期に於て略獨立して自己の生活に直接必要なる用を辨じ得るに至る。後半期に入れば更に知識・經驗の收得作用も亦略成りて、家庭に於ける自然の教育以外に特別の教育をも受け得るに至るものなり。

第二節 幼兒の家庭教育

第一 教育の方針

身體の發育旺盛なる幼兒期の教育は、尙體育を以て本とすべきこと勿論なれども、精神の發達も亦顯著なれば、特に心意の教育を爲さるべからず。されど彼等の心意は尙感覺を中心として活動しつゝあれば、常に實物・事實につきて

教育の方針

感官又は運動の練習をなし、具體的經驗を得しむることに努むべし。幼兒は又僅かに言語を使用し得るに至れども、思考力未だ發達せざるを以て、理解による教育は甚だ困難なり。されば一般に實行及び感化による習慣の養成を主とすべし。殊に遊戯による教育は最も適切なるものなり。而して其の盛なる自發活動及び主我的傾向は成るべく之れを善導して、直接其の生活に必要なことは自ら處辨し得るやうに躑けざるべからず。

此の時期に於ても父母は自然の教育者にして、家庭は自然の教育所なり。只其の後半期に於て、家庭の事情により幼稚園に於て其の教育の缺を補ふことあるも、家庭教育は常に其の中心たらざるべからず。

第二 體育

幼兒の體育

幼兒の體育も亦嬰兒の如く營養を本とし、休眠・呼吸・保溫・清潔等に留意して、自然の發育・健康の養護するを以て主とすべし。されど運動機關の發達に伴ひ、運動的遊戯・戶外散步等により適當なる運動を爲さしむるを要す。一般に身體の幼弱なることのみに懸念して消極的取扱に過ぐるは益、兒童を軟弱ならしむる所以なれば、身體の發達と共に漸次積極的取扱を加味せんことを要す。されど急激なる變化は却つて害あり。而して此の時期の體育上特に留意すべきは、離乳による食物の變更・齒牙の衛生及び小兒病の豫防等是れなり。

食物の變更

(一)食物の變更 乳齒の發生後は漸次消化し易き食物に馴れしめ、乳齒發生の頃までには普通の食物を攝取し得るに至らしむべし。幼兒の食事につき注意すべき事項左の如し。

齒牙の衛生

- (1) 始めは特に滋養に富みて消化し易きものを選び、漸次普通の食物に慣れしむべし。其の間食物に對する好惡の惡癖を生ぜしむべからず。
 - (2) 酒類其の他刺激性強き飲食物を與ふべからず。
 - (3) 毎日の食物の分量及び回數は略一定し、暴食又は過度の間食を爲さしむべからず。
 - (4) よく食物を咀嚼する習慣を養ひ、湯水其の他の飲料を過度に用ひしむべからず。
- (二) 齒牙の衛生　これ幼兒期より兒童期に涉りて特に大切なることなり。邦人に齲齒多きは、幼時より不規則なる間食を爲し、且つ食後に口を漱ぐことを怠り、齒牙の衛生不十分なるが爲なり。就中乳齒は殊に犯され易きものなれば、注意せざるべからず。

小兒病の豫防

(三) 小兒病の豫防　飲食・休眠・衣服・清潔等に注意して、幼兒の犯され易き胃腸病・感冒・痙攣・デフテリア・百日咳・インフルエンザ・麻疹・天然痘等の豫防を怠るべからず。

幼兒の心育

第三 心育

感覺の練習

心意發達の狀態より考ふるに幼兒の心育は前期の心育に一步を進め、(一) 感覺を練習し、(二) 言語を習得せしめ、之れによりて簡易なる直觀的知識を授け、且つ(三) 自治の習慣を養ひ、(四) 愛他的感情を陶冶して徳性の涵養に資するにあり。

(一) 感覺の練習　この時期に於て特に練習を要する感覺は、筋覺・觸覺・視覺及び聽覺とす。筋覺は運動習得の門にして、全身の運動は、大小・精粗の別なく、皆之れによりて習得せられ、又觸覺と相俟つて物體の輕重及び大小・形狀の知覺を確實ならしむ。此等の練習は一に實習に俟つの外なし。視覺は空間知覺の門にして、物體の色彩・明暗の感覺及び大小・形狀・遠近の知覺を確むるの基なり。此等の練習は一に實物・事實の

觀察によるの外なし。聽覺は言語習得の門なり。幼兒は言語を通じて直接に經驗せざる知識を得るものなり。これが練習は一に談話・唱歌等の聽取によるの外なし。而して以上諸種の練習は、幼兒の日常生活の間、特に遊戯の際に於て爲さるべし。就中、飯事、砂場の遊戯、道具の使用、簡易なる手技等は皆感覺練習の主要なる方法なり。總て感覺の練習には其の性質及び強度の識別に習熟せしめんことを要す。されば常に一定の標準となる刺戟を定めて之れに習熟せしめ、以て識別の標準を與ふること肝要なり。モンテッソリー女史は此の點に着眼して、各感覺の練習用具を創作し、之れを實施して大にその効果を收め得たりといふ。

直觀の練習

(二)直觀の練習 總ての事物は一の感官のみにて知悉せらるべきものにあらず。各種の感官を通じて各方面より知覺

することによりて始めて其の明確なる直觀を收得することを得べし。されば直觀の習得には各種の感覺を適當に結合して働かしめざるべからず。就中外界の直觀に缺くべからざるは視覺及び運動感覺なり。されば視覺によりて視察せしめたるものは更に運動感覺に訴へて體得せしむべし。かくの如くして收得せしめたる直觀は、聽覺による言語と結合して發表せしむることによりて確實に記憶せられ、活知識として使用せらるゝものなり。故に幼兒をして確實なる知識を得しめんと欲せば、常に此の三者を結合して練習せんことを要す。

好奇心の指導

(三)好奇心の指導 知識の收得につきて更に重要なるものは好奇心の指導なり。好奇心の指導には自ら二方面あり。其の一は未知の新事物を提供して之れに注意せしむること

にして、其の二は既知の事物につきて未知の新性質又は新關係を探究せしむることなり。然るに徒に新奇なる玩具・繪畫及び談話等を提供して幼兒の甘心を求むることにはのみ努めんか、幼兒は益新奇なるものをのみ追求して、その觀察は却つて淺薄粗雜なるに至るべし。之れに反して、同一事物につきても種々の方面より其の新性質及び新關係を推究せしむることに努めんか、少許の材料を以てして幼兒は益、その觀察を精密ならしめ、眞の興味を以て愈推究して止まざるに至るべし。されば好奇心の指導は單に新事物を提供するのみならず、進んでそれ等の新性質・新關係に注意せしむるを要す。

言語の習得

(四)言語の習得 言語は幼兒期に入りて急に發達するものなり。今其の發達の經路を尋ぬるに、嬰兒期に於ては(一)本能

期及び(二)單語練習期を経て、發聲の機能畧練習せられ、幼兒期に入るや、(三)單語習得期及び(四)成文構成期を経て、一通り言語を使用し得るに至るべし。これ即ち言語習得の時期なり。次いで三四歳の交より(五)語彙擴張期となり、頻りに談話を好み、益語彙を擴張せんとするに至る。これ即ち談話練習の時期なり。

此の時期の言語習得につきて注意すべきこと左の如し。

- (1) 言語の習得は自然の發達順序によるべし。發達の時期に先だちて徒らに成人の言語を強ふるも益なし。
- (2) 幼兒に特有なる幼語は其の發聲機關及び心意の發達に伴ひ漸次に之れを矯正すべし。
- (3) 言語習得の始めは一般に意餘つて語足らざるの傾向あれども、摸倣本能漸く盛なるに及びては、他人の言語の形式のみを摸倣して其の内容の伴はざること多し。宜しく其の内容と形式との結合を計るべし。

談話の練習

(4) 言語の習得は其の始め極めて特殊のものなり。各語は個々の事實又は場合に於ける特別の言語として習得し、漸次其の應用を擴張して一般となすものなり。されば幼兒の言語練習は常にこの順序に由るを可とす。

(5) 言語の發達は其の語調身表情等と密接の關係を有し、其等の習慣は終生の基礎をなすものなり。故に、常に正しき模範を示して指導するを要す。

(五) 談話の練習 語彙擴張期に入れば、言語の練習は單に思想交換の具としてのみならず、心意の發達上缺く可からざるものなり。談話の材料とすべきもの多々あれども、最も適當にして幼兒に歓迎せらるゝものは童話なり。童話には我が國固有のものと外國輸入のものとあり。童話に類して比喩により教訓を寓せる寓話あり。其の他個人の創作に成る假作話あり。此等は總て想像によりて作出せられたるものなれば、總稱して作話と稱し、幼少なるものに適す。其の他興

情意の陶冶

味ある傳説・逸話による歴史談、動植物に關する理科談及び偶發事件に關する修身談等あり。此等は多く事實に基づくを以て實話と稱し、稍成長したるものに可なり。以上各種の談話は各特徴ありて、教育上それゝ有益なれども、一般に談話はその内容簡易素朴にして幼兒の心意状態に適し、興味多くして有益なる知識・感情を養ひ、上品にして道德上有害なく、甚だしき恐怖・殘忍・嫌惡等の惡感を生ぜしめざるものを可とす。宜しく適當なるものを選択して、食後其の他家團樂の際巧に談りてこれを聞かしめ、又彼等をして談らしめ、以て言語の練習をなさしむべし。

(六) 情意の陶冶 幼兒の情意陶冶につきて特に注意すべきは、主我的傾向と愛他的感情との調整なり。主我的傾向の指導は先づ幼兒をして自他の區別を明か

にし、長幼の序を定めて、妄りに他人の範圍を犯し、長を凌ぎ幼を虐ぐるが如きことなからしめ、自己の範圍に屬する事は成る可く自ら處理して他人の手を累はすこと尠なからしむるにあり。斯の如くせば、幼兒と雖も相當に自治自營の習慣を養ひ、彼等の自然の要求を完うする事を得べし。されどこれ一時に成し得べきことにあらず。例へば自ら大小の用を便ぜしめ、自ら洗面漱口せしめ、自ら衣服を着脱せしむるを始めとして、彼等專有の所有物を區別し、これが使用保管に任せしめ、進んでは簡易なる家事につき彼等の任務を定めて爲さしむる等、漸次に之れを指導せんことを要す。而してこれが指導に當りては、先づ示範によりてよく其の目的及び方法を明かにし、其の實習の狀況によりて、或は賞讃し、或は訓諭し、時に或は懲戒して適當の監督獎勵を怠るべ

からず。而して斯の如き指導に對して、幼兒は常に從順ならしめんことを要す。

幼兒漸く長じて四五歳に至れば、一面に於て社交的傾向を生じ、嘗に父母、兄弟を愛慕するのみならず、或は弟妹を愛し、或は交友を求めて美しき同情好意の發現を見るべし。是れ未だ眞の愛他的感情と見るべからずといへども、將來發達すべき道德的感情の基礎となるものなれば、之れが涵養を怠るべからず。而して之れが涵養は主として家族及び家風の感化にあり。一家中同情好意の美しき家風に充ち、父母兄弟同情好意の暖かき心情を以て幼兒に接せば、彼等の心情は自ら之れに感化せらるべし。而してかゝる社交的傾向は常に正直にして偽らざるの心情を本とせざるべからず。然るに幼兒は想像力旺にして、時に眞偽を辨ぜず、知らず識

らず虚偽に陥ること多く、又利己の爲、故意に己の非を蔽はんとすること少なからず。若し幼時より正直の心情にして麻痺することあらんか、徳性の萌芽は根柢より破壊せらるるものなり。

斯の如く従順と正直とを本として、一方に自治の習慣を養ひ他方に愛他的心情を養ふことを得ば、以て徳性涵養の基礎を確立し得べきなり。

第三節 幼稚園教育

一、幼稚園の目的及び保育の要旨

一、幼稚園の目的及び保育要旨 幼稚園は幼児の家庭教育を補ふ所にして、其の教育を保育と稱し、之れを施すものを保母と稱す。幼稚園の目的及び保育の要旨につきて法令に規定せる所左の如し。

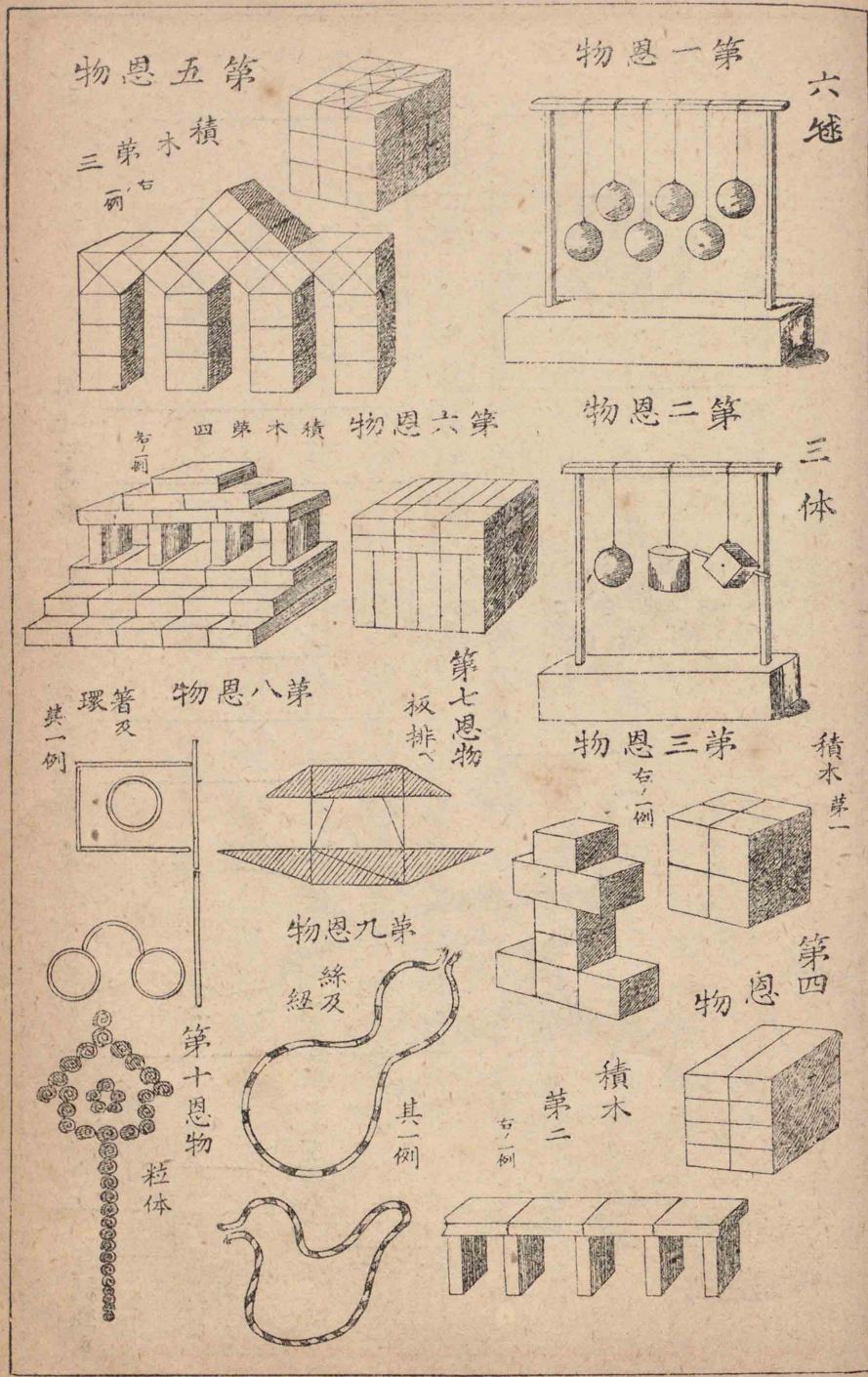
幼稚園ハ満三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス。(小學校令施行規則第百九十五條)

幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ、善良ナル習慣ヲ得シメ、以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス、幼児ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク、其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ、又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス。

常ニ幼児ノ心情及ヒ行儀ニ注意シテ、之レヲ正シクセシメ、又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ、之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ。(同第百九十六條)

二、保育の方法

二、保育の方法 幼稚園教育は猶家庭教育の如く未だ其の作用を區分せず、園内に於て幼児に適當なる生活を爲さしむることによりて教育せんとするものなり。されば小學校



保育の項目

教育に於けるが如き、教科目及び其の課程を定めず、只保育の項目を定むるのみ。

(1) 保育の項目 幼児保育の項目に遊戯・唱歌・談話・手技の四種あり。たゞし是等は小學校の教科目の如く必修せしむべきものにあらざり。只保育に用ふべき事項の要目を挙げたるに過ぎず。されば各園に於ては之れに準じて適宜の方法を取りて可なり。今其の要領を擧ぐれば左の如し。

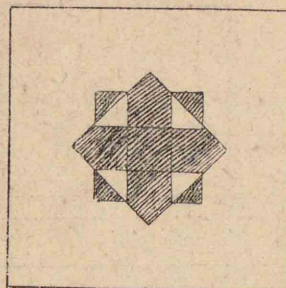
- 1、遊戯は隨意遊戯及び共同遊戯の二種とし、共に幼兒の心情を快活にし、其の精神を養ひ、身體を健全ならしむるを旨とす。
- 2、唱歌は平易なる歌曲を唱はしめて聴覺及び發聲器官を練習し、心情を快活純美ならしめ、兼ねて徳性の涵養に資するを旨とす。
- 3、談話は有益にして趣味ある事實・童話等につきて之れを行ひ徳性を涵養し、發音及び言語を練習し、兼ねて注意の發達を促すを旨とす。
- 4、手技は幼稚園恩物を用ひて觸覺・筋覺及び視覺を練習し、尙知覺・想像等の

恩物の種類

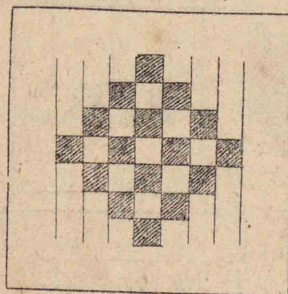
發達に資するを旨とす。

(2) 恩物の種類 幼稚園に於ける手技は、其の性質上一の精神的遊戯と見るべきものにして、フレエベル主義及びモンテッソーリ主義の二種あり。前者は幼兒の構成的及び表出的本能に基づき、種々の形體を構成發表せしめ、以て工夫想像の養成を主とすれば、構成的手技と稱すべく、後者は専ら感覺及び手指の練習を主とすれば、練習的手技と稱すべし。而してフレエベルは其の構成の材料とすべき遊具二十種を工夫してこれを恩物と稱したり。六匁三體積木(第一より第四種)板排べ、箸及び環・絲及び紐・粒體・紙刺し・縫ひ取り・畫き方・紙剪り・紙折り・板組み・豆細工・粘土・細工等は是れなり。これ所謂材料遊具を精選したるものなり。モンテッソーリは又感覺練習の爲に種々の遊具を工夫したり。砂紙板・輕重木板・高塔・大梯・長

物恩四十第

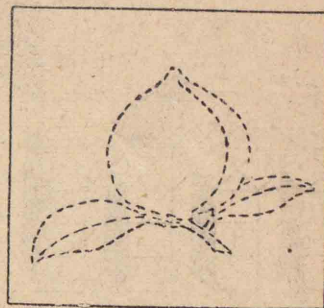


紙剪リ

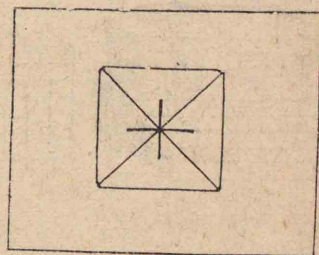


第十五恩物 紙織リ

物恩一十第

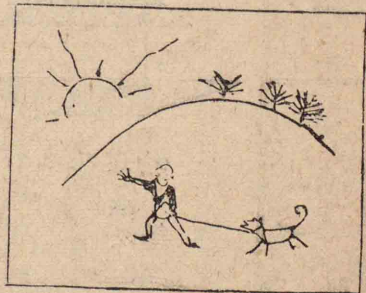


紙刺シ

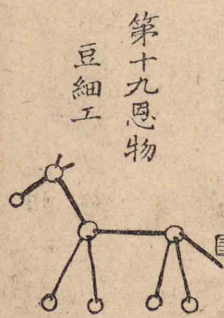


第十二恩物 縫取り 第十三恩物 畫き方

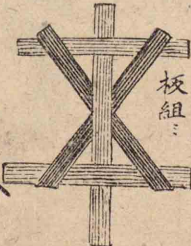
物恩六十第



第十八恩物



第十九恩物 豆細工

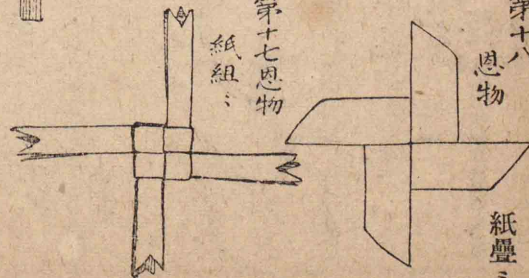


板組



粘土細工

第二十恩物



第十七恩物 紙組

紙疊

遊園

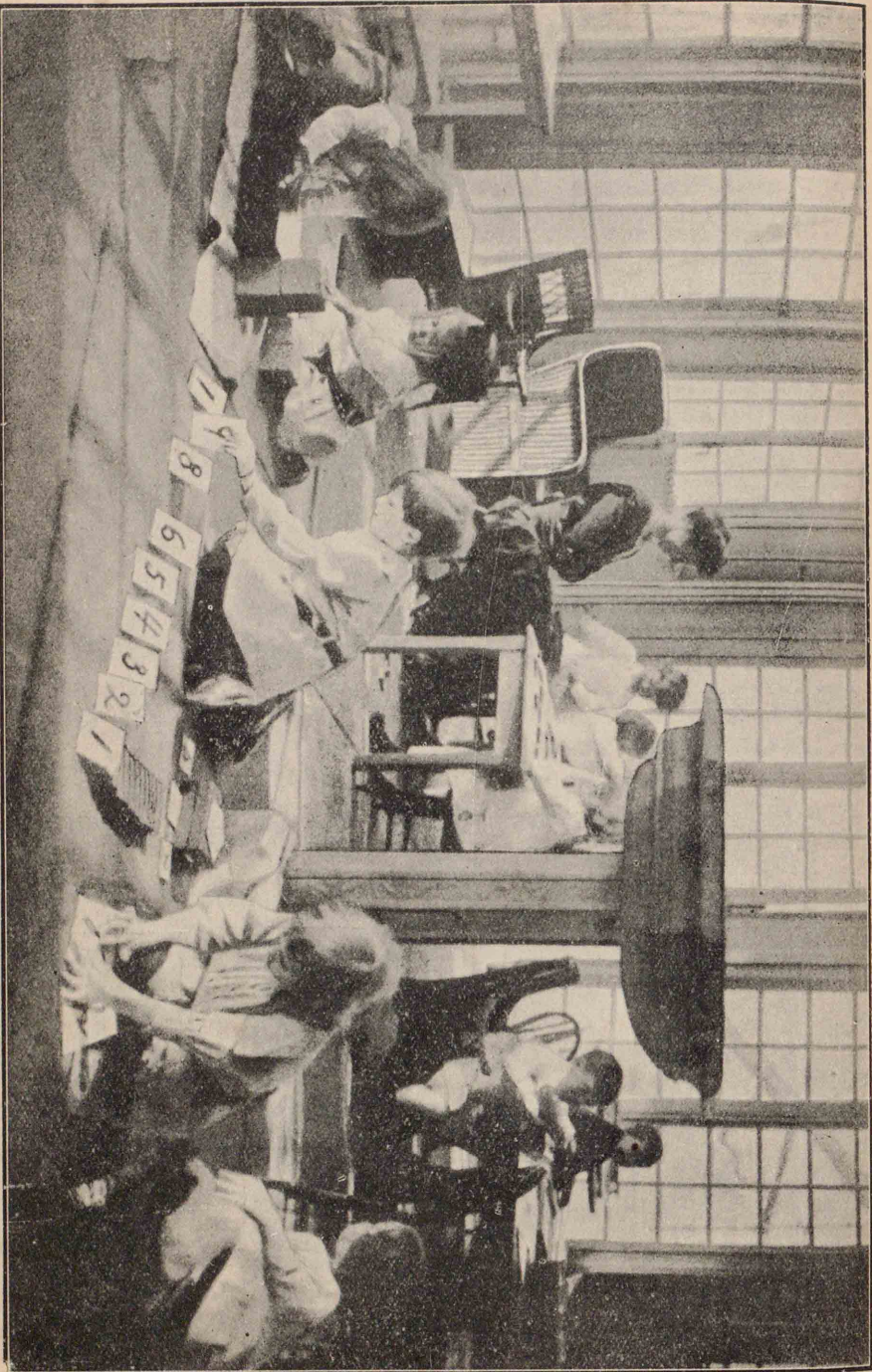
保育の注意

梯・圓柱嵌木・幾何形板嵌木・色絲排べ・紐結び・釦かけ等は其の主要なるものなり。保母は必ずしも此等に拘泥するの要なし。宜しく其の精神を汲みて適宜に之れを使用すべし。

(3) 遊園 幼稚園には保育室・遊戯室の外に廣き遊園を設くべし。遊園には草木を植ゑ、砂場・小山・池等を設け、これによりて幼兒を自由に遊ばしめ、動植物を観察せしめ、又綠陰・池頭にて談話・遊戯・唱歌等をなさしむるに便ならしむべし。

(4) 保育の注意 保育につきて一般に注意すべきことは左の如し。

- 1、保育は幼兒の個性を尊び、自發活動を重んずべし。されど放任すべからず、適當の看護・指導を要す。
- 2、保育は常に具體的の事例によりて指導し、實物・事實によりて指示すべし。
- 3、保育は暖さ・心情を以て感化を與ふるを主とすべし。

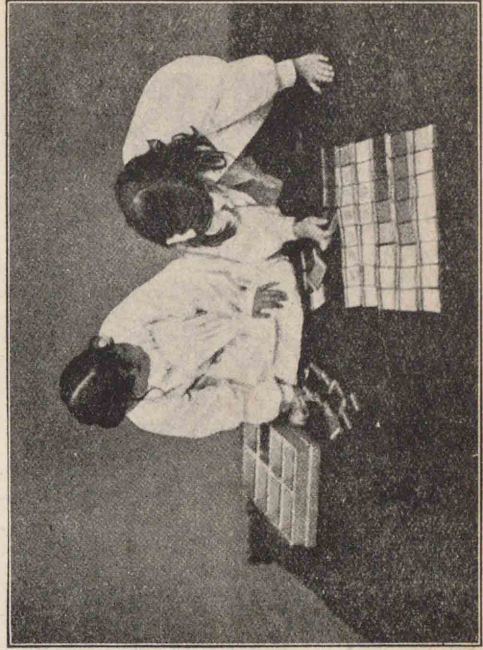


右側前方の女児は砂紙文字に觸れて觸覺によりて文字を學び、中央前方の男児は、長梯を排べ、之に相當する數字を配して數へ方を學び、右側後方の白衣の一児は、圓柱嵌木の練習を爲す。

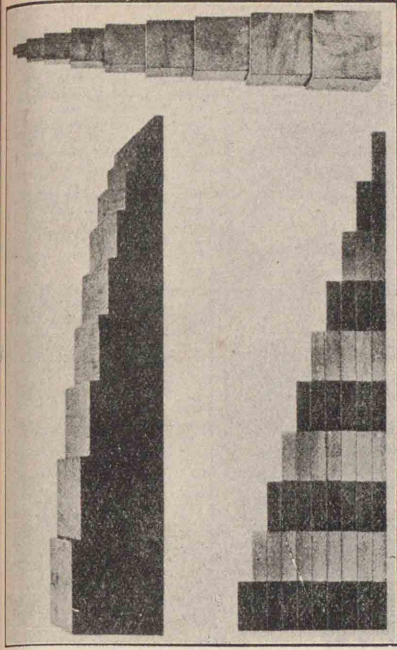
前方左側の一女児は大梯を排べ、その右の一女児は高塔を積み、後方机につきて教師に對せるは糸巻排べを爲す。

況實の『家の供子』校學兒幼の義主—リソフ、テシモるけ於に馬羅

高塔(大小識別練習)



長梯(長短識別及方練習)



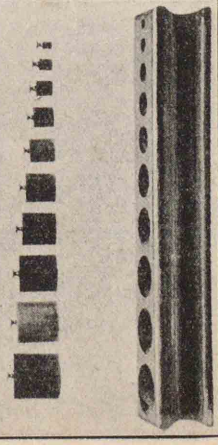
大梯(大小識別練習)

糸巻排(彩色識別練習)

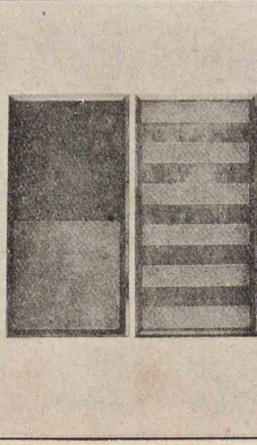
鈕かけ(手指練習)



圓柱嵌木(大小識別練習)



砂紙板(觸覺練習)



木嵌體形何幾(練習體何)



- 4、保育は幼児の體育を重んじ、成る可く遊園に於ける室外保育を重んずべし。
- 5、過度の仕事と課して、幼児を過勞せしむべからず、愉快に在園せる間に、自ら身心の發育する様に仕向くべし。
- 6、幼兒は始めて多くの交友に接することなれば、常に我意を張りて喧嘩などなさしむることなく、よく同情好意の心情を養成して、共同生活に慣れしむべし。
- 7、保母は常に家庭と連絡して、相互の状況幼兒の性質等につき談合し、相提携して適切なる保育を行はんことを務むべし。

第十二章 兒童期の教育

第一節 兒童の身體及び精神

一、兒童の身體
 一、兒童の身體 兒童期の前半は第二充實期に當り、身體一般に充實の傾向あり。且つ從來の急速なる腦髓の發育も茲

に一段落を告げ、又乳齒脱落して永久齒之れに代る等、著しき發達の徴候を見る。然れども内臟諸機關の發達は未だ運動機關の發達に伴はざるが故に、屢、不慮の疾病を醸して危険なることあるを以て、之を人生の**第二危機**と稱す。後半期は第二伸長期に當り、再び身長を増率激増して屢、不調和なる發育をなし易く、且つ期末に近づくに従ひ男女の性的特徴漸く表はれて、生理的變化を生じ、爲に健康を害し、危険を伴ふことあるを以て、之を人生の**第三危機**と稱す。

二、兒童の精神

二、兒童の精神 此の時期に於ては、精神も亦顯著なる發達をなし、前期に於ける感覺中心の心意作用は進んで觀念中心となり、盛なる好奇心によりて追求せらるゝ、直觀は、多く觀念として記憶せらるゝに至る。而して記憶の發達は、益、意識の内容を豊富ならしめて想像の發達を促す。されど一面

に比較、抽象等の思考作用も亦稍進歩して、次第に合理的に思考し始むるが故に、幼兒期の如く甚だしき空想に陥ることなし。かくて後半期に入れば益、推理力發達し理解力進歩すれども、概して歸納的推究に偏し、續釋的推究は未だ十分に發達せず。又情意方面に於ても觀念の發達に伴ひて情緒の活動漸く盛なれども、尙一般に主我的傾向強くして、純然たる愛他的傾向は後半期に至りて漸く發現する性的愛情の萌芽に於て始めて之れを見るのみ。而して其の主我的傾向は運動機關の發達と共に争鬪本能の發動を促し、或は動物に對する殘忍性となり、或は自己の勢力及び名聲の擴張に對する名譽心となり、或は自己の所有權の擴張を求むる所有本能となり、又採集本能となることあり。特に女兒に於ては羞恥の情著しく現はれ、名譽心は變じて虛榮心とな

り、又疾妬猜忌の心となり易き傾向あり。概して意志の發達未だ強固ならず、その行動多くは他律的にして、長上者の意志、同僚の制裁及び周圍の習慣等によりて支配せらる。然れども後半期に於ては既に述べたる如く純然たる愛他的感情發現し、道德的理想の萌芽を生じ、徳性發達の上に一段の進歩をなし、自我意識は覺醒して漸次自律的道德生活に入らんとす。

第二節 兒童教育の概説

一、教育の場所

一 教育の場所 兒童期に於ても家庭にて教育せらるゝこと前期の如しといへども、新に尋常小學校に於て國民教育の基礎を授けざるべからず。我が國法令の規定によれば、滿六歳より滿十四歳に至る八箇年間は學齡と稱し、その間に

於て特別の事情あるものゝ外は總て尋常小學校に於て六箇年の義務教育を受けざるべからず。(小學校令第十八、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七條參照)而して義務教育を終へたるものは更に補習科又は高等小學校、又は中學校若しくは高等女學校に進むことを得。されば兒童の能力、將來の目的及び一家の事情等を考へて最も適當なる教育を施さんことを要す。

二、教育者

二 教育者 この時期に於ては父母の外に更に教師なる專任の教育者を加ふ。されど父母は常に兒童教育の主任者たることを忘るべからず。家庭と學校とは各其の任務の方面を異にするのみ。これが爲に家庭に於ける父母の責任は重きを加ふとも決して減少することなし。宜しく學校教育の精神を理解し、教師と協力して兒童教育の目的を貫徹すべし。若し然らずして、父母は教師に一任して顧みず、教師は父

三、教育の一般方針

母を除外視して之れに諮らざることあらんか、兒童教育の目的は得て達すべからざるなり。

三教育の一般方針 兒童は最早兒童として現在の爲に教育するのみならず、國民として將來の爲に基礎教育を施し得るまでに發達せり。この故に從來の如き家庭に於ける自然の教育に加ふるに、學校に於ける具案的教育を以てするの必要あり。而して體育に於ては從來の如き消極的養護に加ふるに積極的養護を以てし、知育に於ても從來の如き實生活による自然の實習觀察の外に、系統的教授によりて知能を啓發し、以て將來の生活に必要な普通の知識・技能を授けざるべからず。又德育に於ても家庭に於ける個人的訓練に加ふるに、社會的生活の準備として共同的訓練を以てし、個人的道德に加ふるに國民的道德の基礎を養はざるべ

からず。これ特に學校教育の設ある所以なり。而して一般に學校に於ても亦家庭に於ても、實行及び感化による教育の必要なること敢て前期に異ならざれども、知能の發達著しければ、理解による教育の效果次第に有效となるべし。これ學校教育が主として教授によりて行はるゝ所以なり。されど徒らに理解による教育を過重して、實行及び感化による教育を輕視すべからず。

第三節 小學校の教育

一、小學校教育の目的

一、小學校教育の目的 小學校令第一條に於て之れを規定すること左の如し。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及ヒ國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ

二、小學校の種類

尋常小學校

授クルヲ以テ本旨トス

二、小學校の種類 小學校は其の教科により之れを分つて次の二種とす。(小學校令第二、三十九、廿、廿二、廿三條參照。)

イ、尋常小學校 尋常小學校は國民の義務教育を施す所にして、我が國民は何人といへども必ずその教科を修了して、國民としての基礎教育を受けざるべからず、其の修業年限は六箇年にして、其の教科目は左の如し。

必設科目…修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女)

加除科目…手工

當分缺き得べき科目…唱歌

ロ、高等小學校 高等小學校は尋常小學校の教科を卒へたる者に更に精深にして完結せる普通教育を授くる所なり。

高等小學校

り、其の修業年限二箇年又は三箇年にして、其の教科目は左の如し。

必設科目…

(修身・國語・算術・日本歴史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女)手工・農業・商業の二科目又は數科目(但し此等の數科目を童には單に二科目を課するものとす。)

當分缺き得べき教科目…手工・農業・商業

右の外補習科と稱するものあり、尋常小學校又は高等小學校の卒業者にして進んで高級の學校に入學し得ざるもの爲に、既修の學科を補習し、生活に必須なる教育を施す所なり。その修業年限は尋常高等共に二箇年以上とす。其の教育の實施に關しては何等の制限を設けず、成るべく土地の狀況に適切ならしめんことを期せり。(小學校令施行規則第四十、二條乃至第五十二條參照。)

三、小學校の編制 小學校の編制上大切なることは學級の

三、小學校の編制

學級の編
制

編制及び教員の配置とす。

イ、學級の編制 學級とは合同教育を施す團體の單位にして、一人の本科正教員が一教室に於て同時に教育する兒童の團體を云ふ。學級の編制に種々あり。同一學年の兒童よりなるものを**單式學級**と云ひ、二箇學年以上の兒童よりなるものを**複式學級**と稱し、又全校若しくは一部分の兒童を毎日前後二部に分ちて教育する時は之を**二部教授編制**と稱す。

職員の種類

ロ、職員の種類 小學校の職員は之れを分ちて小學校長、教員及び代用教員の三種とす。小學校長は學校全體の事務を整理し、職員を統督し、兒童教育の責任を負ふべきものにして、當該學校の本科正教員より兼務するものとす。教員は小學校教員免許狀を有するものにして、本科正教員。

教員の配
置

専科正教員及び准教員の三種あり。代用教員は免許狀を有せざる無資格者にして、准教員に代用するものを云ふ。
(小學校令第三十九、四十二、四十三條參照)

ハ、教員の配置 各學級には本科正教員一人を置きて其の教育を擔當せしむるを以て本體とす。

但し事情によりては二學級毎に本科正教員一人及び准教員一人を配置するか、又は三學級毎に本科正教員二人を配置することを得、かゝる場合には兒童教育の全責任を負ふものは當該學級の正教員にして、准教員は單に之れが補助たるに止まるものなり。
(小學校令施行規則 第三十五條參照)

四、教育の實
施

四、教育の實施 小學校の教育は實に國民の基礎教育にして、一般國民に強制するものなれば、國家は其の内容を明かにして其の方針を指示せり。而して實地教育者が之れによりて實施する所概略左の如し。

教科目の實施

イ、教科目の實施 先に擧げし教科目の各學年の配當、毎週教授時數、及び教授の程度等は法令によりて規定せらる。之れを教科課程表といふ。(小學校令施行規則第四五六號表參照)各教科目の教授につきては、亦法令によりて其の要旨及び教材選擇排列の方針を指示せり。(小學校令施行規則第一條乃至第十四條參照)而して尙主要教科目につきては文部省に於て具體的に其の内容を定め、**國定教科書**として使用せしむることとせり。されば實地教育に従事するものは、此等を基として、各校に於て土地の情況及び兒童の状態に應じて適當なる實地豫定案を定めざるべからず。之れを**教授細目**と稱す。此の細目を實施するに當つては、先づ**每週教授時間割**を定め、次に各教材を區分して時間に配當し、教授の目的及び方法を豫め考究して、豫案を立て然る後教授せんことを要す。その豫

成績考査

案を教授案又は單に教案と稱す。而して教授し終りたる後は、其の主要事項及び關係事項を記録して後の參考に供す。之を**教授録**といふ。

ロ、成績考査 前述の如く數段の手續を経て教授したる各教科目の成績は、兒童平素の學習狀況によりて、通例學業及び操行に分ちて之れを考査し、各學期末に綜合して**學期成績**とし、更に各學年末に之れを綜合して**學年成績**とし、學校長に於て各學年所定の教科目の修了を認めたる者には**修業證書**を與へて進級せしめ、全教科の修了を認めたる者には**卒業證書**を與へて卒業を認定する者とす。是に依つて之れを觀れば、小學校の目的は全教科の修了によりて達せらるるものなり。各教科目は之れを其の主要目的より見れば、或は身體の發育を主とするものあり、或は道

徳教育を主とするものあり、或は國民教育を主とするものあり、或は生活に必須なる普通の知識・技能の授與を主とするものありといへども、其の半面には常に我が國民としての徳育を目的とせること、各教科目の要旨に明記せる所なり。この故に小學校教育の目的を貫徹せんと欲せば、各教科目の目的を貫徹するの外なし。然れども各教科目の目的は單に教室に於ける授業によりてのみ達せらるゝものに非ず、此等の目的を具體的に實施せる學校教育全體によりて達せらるべきものなり。されば學校教育は如何なる場合に於ても學校衛生に留意して兒童身體の發育を企圖すべく、又道德的及び國民的訓練に努力すべく、又生活に必須なる知能の授與を計らざるべからず。而して之れが爲には單に學校の内部に止まらず、廣く家庭及び社會の協力に俟たざ

るべからず。されば家庭に於てもよく小學校教育の目的及び性質を明かにし、小學校と協力して其の目的を達せんことに努力すべし。

第四節 兒童の家庭教育

第一 體育

兒童期に於ては身體の發達に伴ひ稍積極的體育を加味すべしと雖も、概して一般衛生に注意して養護せざるべからず。今其の主要なる事項を擧ぐれば左の如し。

一、健康の保護

一、健康の保護 この時期の終始は人生の二大危機と稱せられ、其の始めは幼兒期の第一伸長期を受けて身體未だ充實せざるが爲に、屢、過激なる運動により不慮の發熱を起し、又不規則なる飲食により胃腸を害し易く、加ふるに就學に

二、運動の獎勵

伴ふ生活の激變により心身共に過勞して種々の疾病を併發し易きものなり。又其の後半期は第二伸長期に當り、急激なる成長殊に女兒に於ける特別の生理的變化は頭痛、腹痛を伴ひて諸病を誘起し、精神に影響すること尠なからず。されば家庭に於てはよく此等の點を精察して、寢食に關して適當の注意を加へ、心身を過勞せしめざる様にすべし。

二、運動の獎勵 兒童期に於ける身體の成長及び活力の増進は一方に於て適當なる運動を要求するものなり。さればこの時期に入るや、遊戯は主として運動的競技と成り、疾走、跳躍、投球等による大筋運動は勿論、羽子突、鞠突、お手玉等による小筋運動に至るまで、身體各部の運動一として此の遊戯によりて練習せられざるものなし。かく遊戯は兒童體育の最良手段なれば、努めて之れを獎勵せんことを要す。され

三、齒牙の衛生

ど特殊の運動に偏するもの、及び運動過激にして危險なるものは之れを避くべし。學校に於ける體操は特に兒童の爲めに選擇せられたるものなれば、家庭に於ても適當なる運動法なるべし。其の他、朝夕空氣の新鮮なる時の呼吸法、冷水摩擦、水泳、遠足等は其々呼吸器の發達、皮膚の鍛鍊及び四肢の練習に有益なる効果あるものなれば、宜しく兒童の體質に適應せるものを選定して之れを課すべし。

三、齒牙の衛生 乳齒脱落して永久齒に更はる際は、食物の咀嚼不十分にして胃腸を害し易く、且精神に影響すること尠なからざれば、前期に續き、齒牙の衛生に注意せざるべからず。

四、休眠

四、休眠 兒童は身體の發育旺盛なる爲め一般に多くの休眠を要するものなり。加ふるに學校教育は彼等にとりて一

大作業にして心身を勞すること尠なからざれば、家庭に於ては十分の休眠を與へんことを要す。過度の勉強を強ひ、睡眠不足の爲めに益、過勞せしむるが如きことあるべからず。

第二 兒童の知育

一、家庭に於ける知育の任務。

一、家庭に於ける知育の任務 兒童は知能の發達に伴ひ、求知心次第に活躍し來り、特別の知育を必要とするに至る。かゝる知育は小學校に於ける教授の主要任務なり。而して新しき知能の收得には相當の豫備的經驗と實地の應用練習とを要す。故に小學校に於ても此等の點につきて常に留意して教授しつゝありといへども、此等は多く個人指導を要することなれば、主として家庭の補助に俟たざるべからず。その故に家庭に於ては成るべく兒童をして豫習及び復習を爲さしむるは勿論、課外讀物、家事及び家業の實習、其の他

二、豫習及び復習

觀察等の機會を與へて學校教育に協力せんことを要す。

二、豫習及び復習 豫習の目的は自學自修の精神を養ふに在り。されば幼學年の兒童には未だ望むべからざるも、上級に進むに従ひ適當の豫習を爲さしめ、不審の箇所を明かにし、質問を持つて教授を受けしむるは有益なることなり。然るにこの意を解せず、家庭に於て徒らに新事項を教授するが如きは、豫習の目的を没却して種々の弊害を生ずるものなり。復習の目的は反復練習又は實地應用によりて學校教授の効果を確實ならしめんとするにあり。されど單なる反復は餘り効果なきものなり。常に學校の教授の方針及び實際と一致して、教科目の性質、學年の高低及び兒童の能力等を斟酌し、以て其の程度及び方法を定むべし。

三、課外讀物

三、課外讀物 兒童始めて文字を學び、之れに習熟するや、

頻りに讀書せんとするものなれば、適當の書物を與へて之を讀ましむべし。これに讀書力を増進するのみならず、知識の收得及び趣味の養成に資すること大なり。概して兒童の愛讀書は多く文學的にして、童話類に始まり、武勇傳、偉人傳等の歴史譚を経て、動もすれば稗史、小説の類に及ぶことあり。而して兒童は此等の中に模範的人物を求め、理想構成の材料とすることあれば、教育上大に注意すべきものなり。されば兒童の讀物は其の文章内容共に兒童の程度に應じ、且趣味上品にして、道德上嫌忌すべきことなきものを選べし。而して其の趣味を偏倚せしむることなく、理科、地理、其の他日常生活に必要な讀物を選び與ふるを要す。

四、作業

四、作業 幼兒が遊戲によりて感覺を練習せしが如く、兒童は作業によりて新經驗を習得するものなり。家庭に於ける

作業は實行による教育の主要部にして、訓育上價值あるは勿論、知育上亦缺くべからざるものなり。家庭に於ける作業の主要なるものは、兒童をして其の程度に應じ、家事を手傳ひ、家業を實習せしめ、日常生活に必須なる知識、技能を實物事實につきて直接に習得せしむるにあり。かゝる作業を課するは單に家族の手傳を爲さしむるにあらざして、兒童の日常の事物に關する實際的知能を啓發し、學校教育の效果をして一層確實ならしむる所以なり。されど之れを課するに當りては、常に兒童の心身發達の程度に注意し、學校に於ける課業の種類、分量及び程度等に鑑みて、適當に之れを斟酌せんことを要す。

五、觀察

五、觀察 觀察の教育は兒童の知力の進歩及び生活環境の擴張と共に益、重要なる位置を占む。觀察は常に機會を失せ

ず之れを指導すべし。例へば家事・家業の實習、動植物の採集・飼養、動植物園・博物館等の參觀、遠足・旅行等による地理・歴史の探求、其の他神社・佛閣の參詣等、一として之れが好機會ならざるなし。かゝる場合には成るべく其に於て觀察の要點を豫示し、且其の終に於て觀察したる要項を整理せしめ、之を談話・文章又は繪畫等によりて發表せしむべし。

第三 兒童の徳育

一、家庭に於ける徳育の任務

一、家庭に於ける徳育の任務 兒童徳育の目的は小學校修身科の要旨に明かなり。即ち教育に關する勅語の旨趣に基づき、兒童の徳性を涵養し、道德の實踐を指導するにあり。されば家庭に於ても常に之れを以て訓育の根本となさざるべからず。而して學校と家庭とは其の性質上自ら其の任務を異にす。即ち學校に於ては主として理解によりて知的方

二、實踐の指導

面より徳性を涵養し、又其の共同生活によりて實踐の指導をなすこと多し。然るに家庭に於ては主として感化・實行によりて情意方面より徳性を涵養し、且つ兒童の實生活につきて實地適切なる實踐の指導を爲すを以て、家庭は實に兒童徳性の根柢を培養するものなり。此の素地ありて始めて學校に於ける知的徳育を有效ならしむることを得べし。

二、實踐の指導 この時期に於ける實踐の指導には自ら二方面あり。一は内部より自治の精神を啓培することにして、他は外部より道德的習慣を形成することなり。而して兩者共に兒童をして道德的生活に入らしむる豫備的訓練として大切なるものなり。

自治・自營の精神を養はんと欲せば、

1 兒童の主我的傾向を善導して自他の區別を明かにし、自己の責任及び義

- 務を重んずるの習慣を養ふべし。
- 2、種々の自發活動を誘導して適當なる遊戯及び作業を課し、これによりて成功を樂みて勞を厭はず、困難に堪ふる習慣を養ふべし。
- 3、道徳的知識の進歩に伴ひ常に下等なる衝動的慾望を抑制し、成るべく高等なる動機によりて行動せんとする習慣を養ふべし。

又道徳的習慣を養はんと欲せば、

- 1、父母及び教師に對する從順の徳を養ふを以て第一とす。思慮判斷に於て未だ獨立し得ざる兒童は、之れによりて正しき道徳的生活に誘導せらるることを得べし。
- 2、模倣及び暗示によりて順應し易き兒童の特性を善用し、善良なる事例を示して之れに倣はしめ、溫き心情を以て感化薰陶すべし。
- 3、社交性の發現に伴ひ、漸次同情好意及び共同の精神を養ふべし。
- 4、他人も亦自己と同様に要求と權利とを有することを認めて之れを尊重し、互に相犯さざる習慣を養ふべし。
- 5、正直を尊び約束を重んずる習慣を養ふべし。

斯の如くして内部より自治・自營の基礎を養ひ、又外部より知らず識らず道徳的習慣に慣れしめ置かば、此の時期の後半期に入り、愛他的感情の發現によりて、次第に眞の道徳的生活に入るべく、又道徳的理想及び判斷の發達に伴ひて、從來の他律的行動は漸次自律的行動となるべし。

三、指導の方法

直接訓練

三、指導の方法 實踐指導の方法は主として**直接訓練**によるを可とす。即ち家族及び家風の感化は常に學校に於ける教師及び學友の感化と相俟つて兒童の心情を陶冶すべく、又遊戯・作業及び交際等によりて實踐の指導を爲すべし。蓋し遊戯は共同の精神、共樂の感情を養ひ、特に競技に於ては全力を盡して公明正大に勝敗を決する間に、正義の觀念、勇氣の氣象を養ひ、不正・不義・卑怯・卑屈の精神を嫌忌するの習慣を作ることを得べし。作業は自己の責任を重んじ之れを

遂行するの努力を養ひ、困苦に堪へ、勞を厭はざるの習慣を養ふことを得べし。而して交際は次第に擴張せらるゝと共に、從來の如き狭き家庭の範圍に止まらず、廣く親族交友及び師弟の間に及ぶを以て、殆んど人生の總ての關係を経験し、長上の指導又は相互の制裁によりて、道德の實踐上自ら覺る所少なからざるべし。

間接訓練

然れども此の間亦常に示範命令禁止訓諭及び賞罰等の間接訓練を適宜加味するの必要あり。就中示範は兒童の知識・經驗の進歩するに従ひてその效果益大なり。示範を以て指導し難き場合に於ては訓諭を以てすべし。訓諭は成る可く兒童の反省に訴へ、彼等自身の判斷決意を促さんことを努むべし。而して訓諭を以てするも指導し難き場合に於て始めて命令禁止によりて斷然教育者の意志に従はしむべし。

而も其の命令禁止も、兒童の發達と共に次第に之れを寛大にして、彼等の自由意志の範圍を擴張するの必要あり。而して賞罰は兒童の成長に従ひて次第に之れを減少すべし。殊に懲罰を濫用して、彼等の廉恥心を傷け、自暴自棄せしむるが如きことあるべからず。褒賞も亦幼兒に對するが如き感覺的慾望の満足によるを避け、次第に名譽心の満足を以てし、終には自己の良心の満足を以て最高最善の褒賞と感ずるに至らしめざるべからず。

第十三章 青年期の教育

第一節 青年の身體及び精神

一、青年の身體 青年期は前期の急速なる成長の後を受け、て身體の各部次第に成熟し、男女兩性の特徴著しく現はれ、

一、青年の身體

骨格筋肉の發達による外形のみならず、内臓機關の發達に基づく生理的作用の變化に至るまで、種々の差異を生じ、女子は約二十一、二歳、男子は約二十四、五歳に至りてその發育を完成す。依つて之れを**成熟期**と稱す。斯の如きは多く心身の自然の發達に基づくものなれども、その變化餘りに急速なるものは、心身の危険を伴ひ、疾病に罹り易し。されば青年期に於ては呼吸器・循環器及び神経系統に關する障碍頗る多く、之れが爲に一身を危くするもの尠なからず。

二、青年の精神

二、青年の精神 兒童期末に於て端緒を現はしたる新傾向は青年期に於て著しく發達し、直觀・記憶・想像等に於ける如く觀念作用を中心とせし從來の心意作用は、この時期に入るや、概念・判斷・推理等の發達を見、漸く概念中心たらんとする傾向あり。これが爲に想像作用も次第に合理的となりて、

理想の構成を見るべく、又求知心頓に勃興して頻りに新知識を追求し、事々に改良・進歩を計らんとするに至るべし。されど未だ人生に對する知識・經驗の乏しき彼等の理想は多くは社會の現状と甚だしく懸隔して、之れを實現し得ざること尠なからず。之れが爲に或は自暴自棄し、或は種々の懷疑を生じ、時に宗教に向ひ、又哲學に志すものあり。されば此の時期に於ては思想の指導に周到なる注意を要す。又感情に於ても、概念の發達に伴ひ情操の發達を見れども、概して尙情緒的にして、物に熱中し易き傾向あり。されど一時的發作に止まらずして稍永續的となり、時に高潮し來れば容易に退轉し難きことあり。かゝる傾向は本能的に發現し來る愛情に於て最も顯著なり。愛情は純然たる愛他的感情にして、親子・同胞及び朋友の愛情を始めとして、崇高なる人格及

び無形の神佛に對する敬愛の情等は皆之れに伴ひて發達す。又意志に於て、自己意識の發達は責任の觀念を生じ、知識・經驗の進歩は熟慮・選擇を重んずるに到り、交際の擴張に伴ふ社會的制裁の刺激は次第に良心の覺醒を促し、從來の他律的傾向は漸次自律的傾向となり、日常の行爲も自ら一定の主義によりて行動するに至り、其の結果益、個性を發揮し、人格の成立を見るに至るべし。

之れを要するに、青年期は心身共に成熟し、男女の特性を發揮し、人格を形成するの時期なり。體力充實し、元氣旺盛すれども、動もすれば身體の發達に不調和を來し、思想及び感情の動もすれば常軌を逸して動搖し易き時期なれば、**人生の第三危機**と稱せらる。

一、教育の場所

第二節 青年教育の概説

一、教育の場所 青年時期に入れば直ちに實業に従事するものあり。進んで高等普通教育を受くるものあり。或は各種の補習教育又は職業教育を受くるものあり。而してその教育は男女によりて機關を別ち、將來の目的によりて種類及び程度を異にするを以て、教育の場所も亦同じからず。而も我が國將來の國民としては兒童期の普通教育を以て満足すべからず、少なくとも丁年に達するまでは何等かの教育を受けしめんことを要す。而して學校教育を受くる者をして早くより寄宿舎生活又は下宿生活を爲さしむるは甚だしき缺陷を伴ひ易きものなり。殊に女子に於て然りとす。女子は此の際家庭の主婦として教育せられるべき必要あれ

ば、進んで上級の學校に入るゝも、尙成る可く家庭教育を繼續せんことを要す。已むを得ずして家庭を離るゝ場合には、常に音信を斷たず、親子の厚情を交換して、間接の指導監督を怠るべからず。

二、教育者

二、教育者 青年期に入れば、父母及び教師に對する態度は前日の如くならず、動もすれば批評的態度を取らんとするものなれども、眞の人格に對しては敬慕して已まざるものなり。されば教育者其の人を得、よく彼等を了解して之れを指導せんか、其の感化頗る大なり。この故に父母、教師たるものは常に彼等の思想を了解し、自己の修養に勉め、身を以て之れを率ゐんことを務めざるべからず。殊に家庭に於ては、父は其の威信を保ちて教育の中心となり、母は慈愛によりて之れを薰陶せんことを要す。

針 三、教育の方

三、教育の方針 青年期は人格を形成して、社會國家の一員としての教育を完成すべき時なり。されば高等普通教育を施すと職業教育を施すとに拘らず、人物の養成に重きを置き、時代の要求に應じて實社會に適切なる教育を爲さんことを要す。之れが爲に男女により各、其の教育を異にし、又各自の個性及び資産の程度等を考へ、將來の目的を定めて適切に之れを指導せんこと最も肝要なり。

第三節 青年の家庭教育

家庭教育の方法及び手段につきては屢、之れを述べたり。而して青年期に於ても畧之れと異なることなければ、茲に之れを再説せず。而してその知育は主として學校に於ける専門教育者によりて行はれ、家庭に於ては主として自學、自

家庭に於ける
體育及び德育

一、運動の獎勵

修によるものなれば、本節に於ては専ら體育及び德育につきて特に注意すべき諸點を考究せんとす。

一、運動獎勵 この時期に於ける體育は、將に成熟せんとする身體を鍛鍊し、その運動に熟達せしむるにあり。而して其の方法としては、個人運動よりも規律ある團體運動を好み、各自の體力を驗し技術を競はんとす。されば男子は劍道、柔道、フットボール、ベ이스ボール、ローンテニス、游泳、馬術、弓術等を好み、女子はローンテニス、センタボール及び舞蹈等を喜ぶ。又遠足、旅行等は男女共に適切なり。かゝる運動の獎勵は單に體育の爲のみならず、大に氣分を爽快ならしめ、勇氣を鼓舞し、努力、忍耐の精神を養ひ、之れによりて懦弱因循にして安佚を貪り、空想に耽り、神經衰弱に陥る等の諸弊を防ぐことを得べし。されば運動は訓育の手段としても大切な

二、感情の教育

るものなり。

二、感情の教育 この時期の感情教育に於て最も大切なるは愛情の教育なり。愛情は種族本能の萌芽にして、高尚なる道德的要素を含む。蓋し此の感情の發達によりて、從來の純利己的傾向に對して内部より純利他的傾向を發生し來り、茲に始めて眞の道德的意識の覺醒を見るに至ればなり。而して他人に對する同情、好意、慈愛等の感情は皆之れによりて益發達し、又自己に對する名譽、自重の心も亦之れによりて愈進歩すべし。されど一度之れが指導を誤ることあらんか、道德上恐るべき危險に陥ることあるべし。さればこれが教育には最も細密なる注意と周到なる用意とを以てせざるべからず。

三、交友の選擇

三、交友の選擇 此の時期に於て又彼等の生活に大なる勢

四、公共的情操の養成

五、理想の構成

力あるものは交友の制裁なり。彼等は父母教師にも閉せる胸襟をも親友の間には披瀝して相慰め相助くるものなれば、その相互の影響は成人との交際よりも遙に強大にして、時としては父母教師の命も交友間の制裁に及ばざることあり。されば交友の選擇は訓練上最も重要なことなり。

四、公共的情操の養成

公共的情操の發達も亦この時期の一特徴なり。彼等は遊戯・作業に於ても從來の如く單に自己の功名の爲に努力するにあらずして、團體の成功の爲に努力するに至り、かくて次第に他人の爲、公共の爲に盡すべき義務を感じるに至るものなり。さればその所屬團體たる一家・一校・一地方・一國等の名譽を重んじて之れを發揚せんことを努めしめ、以てこの情操を益、高尚純美ならしむべし。

五、理想の構成

青年期は又理想構成の時期なり。彼等は從

來の如く自己の模範を周圍の父母教師に求めず、廣く歴史・文學等に求めて自己の最高最善と認むる理想を構成し、これを崇拜敬慕して其の行動に倣はんとする傾向を生ず。かかる理想によりて自己を統御するに至るは、眞の自律的道德生活に入る階梯なり。而して此等の資料は多く讀書によりて得らるゝものなれば、この時期に於ては愛讀書の選擇に深く意を用ひ、彼等の心情を陶冶するに足るべき好資料を提供せんことを要す。又道德の理論に關する知識を與ふること、一面に於て理想の構成及び行爲の實踐上に明確なる規範を與ふるものなり。されど強制的に一定の理想を與へんとして彼等の選擇の自由を束縛すべからず。蓋し眞の理想は彼等の心琴に靈感して始めて成立するものなればなり。

六、自治の養成

六、自治の養成 自主獨立の傾向は此の時期に於て著しく發達す。彼等は外部よりの命令・干渉を好まず、自己の判斷によりて行動せんとす。随つて傳習的の習慣及び教育者の訓戒等にも批判的態度を執り、教育者其の人よりも其の教訓の合理的なることに敬服し、既成の習慣・規則よりも彼等自ら協定したる規約を尊重するに至る。かくて一家の家風、學校の規則、社會の秩序、國家の法律、道德の規範等は徒らに盲從することなく、合理的に理解して後に之れに従はんとす。斯の如き傾向を善導して自律的道德生活に入らしむる道は、只自治にあるのみ。されば干渉的訓戒及び強制的命令は成るべく之れを避けて、單に暗示的の注意又は大體の方針を示すに止め、彼等をして自ら考へ、自ら決して事に當らしめ、而して其の責任を彼等に歸し、その結果の良否につきて

之れを指導すべし。かくすれば彼等は自己の信任せられたることを喜び、自己の行動を反省し、責任を以て事に當り、自重自制の習慣を養ひ、遂に自立の生活に入ることを得べし。之れを要するに、青年の生活は全く新なる發展をなしつつありと雖も、大體に於て尙甚だ生硬粗野にして、其の思想の矛盾、行動の粗暴、態度の不遜等甚だ不調和なること多し。されば以上述べたる諸點に留意して適當に之れを教導せば、彼等自ら修練して眞の道德的生活に入り、其の人格を完成し、其の品性を陶冶することを得べし。

第四節 青年の學校及び社會教育

第一 小學校以外の諸學校

小學校教育は國民としての最低基礎教育に過ぎざれば、

將來國家の中堅たらんとする青年は、更に上級の教育を受けんことを要す。依つて次に我が國教育機關の大要を述べん。

我が國の學校は其の教育の目的によりて之を四種に大別することを得べし。

一、普通教育

一、普通教育 この種の學校は國民としての一般的陶冶を施すを目的とす。小學校以上更に高等普通教育を受けんとするものゝ爲には、中學校・高等女學校及び實科高等女學校あり。

二、實業教育

二、實業教育 この種の學校は農業・工業・商業等に從事するものに必要なる教育を施すを以て目的とす。これに甲種・乙種及び補習學校等の別あり。甲種には農業學校・商業學校・商船學校及び工業學校等あり。乙種には農業學校・商業學校・商

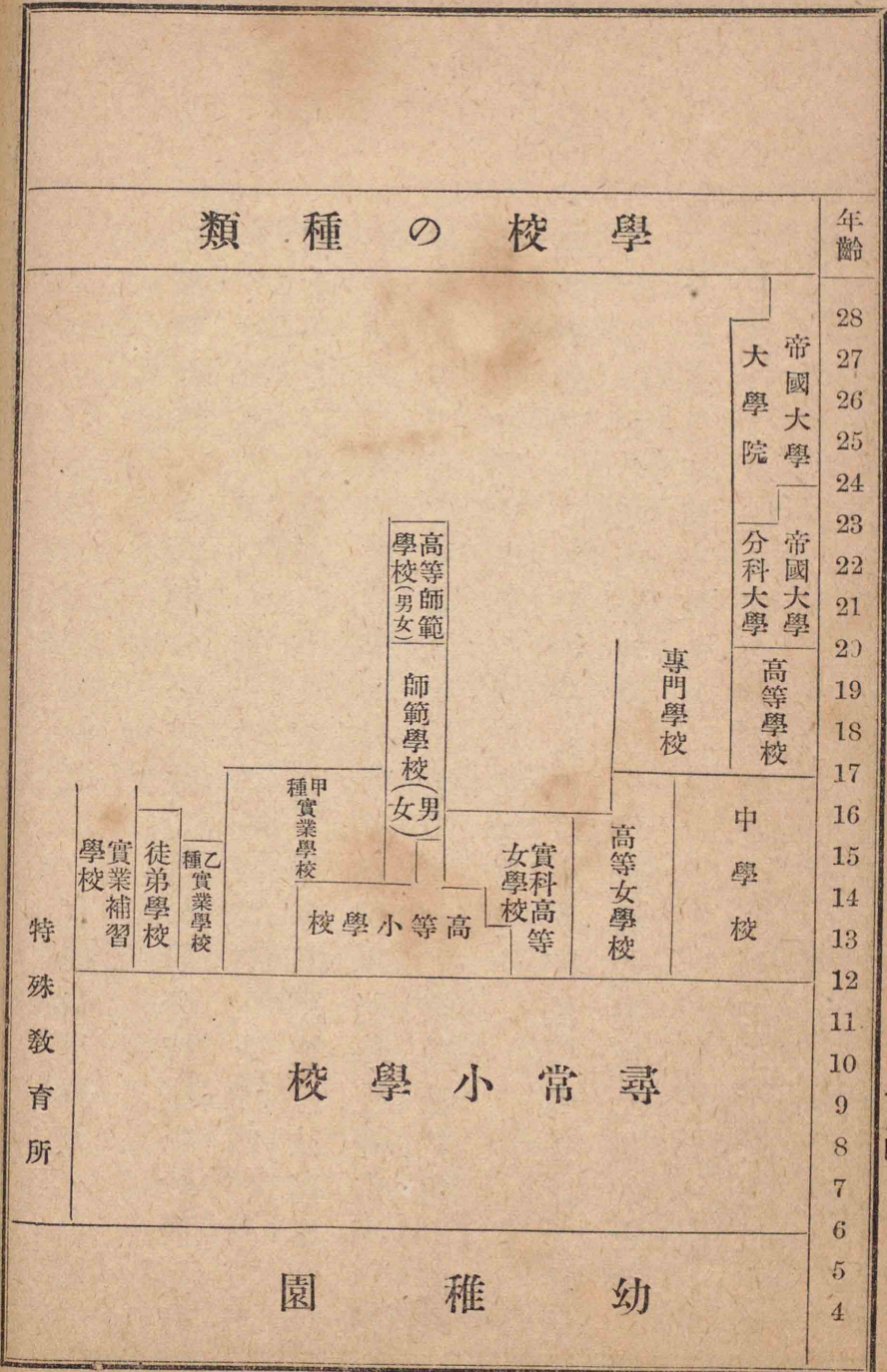
船學校及び徒弟學校等あり。其の他實業補習學校といふものあり。

三、専門教育

三、専門教育 この種の學校は高等の學術・技藝を教授し、若しくは學藝の蘊奥を攻究するを以て目的とす。高等學校・帝國大學及び各種専門學校あり。各種専門學校には高等商業學校・高等工業學校・高等農林學校・醫學専門學校・鑛山専門學校・蠶絲専門學校・外國語學校・美術學校・音樂學校等あり。其の他陸海軍に關する軍事専門の學校あり。

四、師範教育

四、師範教育 この種の學校には小學校教員の養成を目的とする男女の師範學校、及び中學教員の養成を目的とする男女の高等師範學校あり。以上諸種の學校系統の大要を表によりて示すときは左の如し、



第二 社會の教育機關

青年はその生活範圍の擴張に伴ひて、家庭及び學校の教育以外、更に社會生活によりて自然に教育せらる。複雑なる活社會は直ちに以て青年の教育機關と爲すべからざるも、新聞・雜誌・圖書等の各種の印刷物、及び圖書館・博物館等は、彼等の知識收得の機關たるべく、各種の講習會及び寺院・教會等は、彼等の修養機關たるべし。更に青年教育の爲めに有益なるは、近來各地方に勃興せる青年會の組織なり。青年會は普通小學校の卒業後、丁年に至るまでの青年團體の修養機關にして、多くは其の地方の小學校長又は町村長之れを指導し、實業の餘暇を以て諸種の方法を講じて、知徳を磨き、身體を鍛鍊し、又種々の公共事業に盡力せり。近來又少年團と

稱するもの起れり。是れ多くは十一、二歳より十五、六歳に至る少年を集めて心身を鍛錬し、規律ある精神的訓練を施し、且つ尙武の氣象を養はんとするものなり。其の他、各種の學校を中心として同窓會を組織せるものも尠なからず。是れ亦青年教育の一機關と見るべし。

以上の諸機關は多く男子の爲に發達して、未だ女子の教育機關として十分發達せざるは甚だ遺憾とする所なり。地方によりて婦人會、少女會等の組織なきにあらざるも、其の發達未だ十分ならず。只學校を中心とせる同窓會は各地に於て相當の發達を爲しつゝあり。此等は青年女子の教育機關として大に考究すべきものとす。

女學校用 新教育學 終

○小學校令

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス
高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女子ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ
土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外、手工、農業、商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ其ノ數科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ兒童ニハ其ノ一科目ヲ課スルモノトス

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス
學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキハ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立又ハ府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中國畫、唱歌、體操、裁縫、農業、商業又ハ手工ノ一科目若ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

○小學校令施行規則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勸語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル義務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尚ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ボシ又言語ヲ練習セシムヘシ
高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

書方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授ケル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授ケル際ニ於テモ常ニ言語ヲ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴メテ百以下ノ數ニ及ボシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除並ニ小數、諸等數及簡易ナル分數、歩合算ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ分數、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ボシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ求積ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得

算術ヲ授ケルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍々詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

日本歴史ヲ授ケルニハ成ル可ク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等並ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ

地理ヲ授ケルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫眞等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシムルコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物、及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケテ二重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、効用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身体理ノ初歩ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ二重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ女子ノ爲ニハ家事ヲ併セ授クヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケテ二植物、動物等ニ就テ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要加工品ノ製法、効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ
理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實地若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムベシ
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ狀況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ
第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得
歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ
土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又ハ水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ
第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ
高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ
裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授リヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具使用方、材料ノ品類、性質ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授ケヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ
易キ事項ヲ授ケヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授ケヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識
ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨
トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理
會シ易キモノヲ選ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授ケ
ヘシ又土地ノ情況ニ依リ英語ヲ併セ授クルコトヲ得

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他
ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

唱歌ヲ闕ク時ハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

手工、農業、商業ノ三科目ヲ闕ク時ハ學校長ニ於テ男兒ニ就キテハ每週四時以內ヲ他ノ教科目ニ配當スヘ
シ

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スベキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムベシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒
童ノ素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒
業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學
年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得
特別ノ事情アルトキハ第二項ノ規定ニ依リ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科
目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科
目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

計	手 工	裁 縫
二二	簡易ナル細工	
二四	簡易ナル細工	
男三 女二	簡易ナル細工	一 運針法ノ通常ノ衣類ノ縫ヒ方
男三 女二	簡易ナル細工	二 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、繕ヒ方
男三 女二	簡易ナル細工	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、繕ヒ方
男三 女二	簡易ナル細工	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、繕ヒ方

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時
之ヲ課スルコトヲ得
()及手工ノ欄ハ朱書トス

一、高等小學校教科課程表

第五號表(修業年限二年ノモン)

教科書年	第一學年		第二學年	
	授時數	每週教	授時數	每週教
修身	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	八	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	分數、歩合算、比例(珠算 加減乗除)	四	比例(日用簿記)(珠算 加減乗除)

計	商 業	農 業	手 工	裁 縫	體 操	唱 歌	圖 畫	理 科		地 理	日 本 歷 史
								女	男		
女三 男二	女二 男六	女二 男六	女二 男六	五	三	一	一	女三 男二	三	三	
	(英語) 商業ノ大要	農事ノ大要 水産ノ大要	簡易ナル製作、製圖	通常ノ衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	體操 教練 遊戲	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	諸般ノ形體	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要、女家事ノ大要	外國地理ノ大要	日本歴史ノ大要	
女三 男二	女二 男六	女二 男六	女二 男六	五	三	一	一	女三 男二	三	三	
	(英語) 商業ノ大要	農事ノ大要 水産ノ大要	簡易ナル製作、製圖	通常ノ衣服ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	體操 教練 遊戲	單音唱歌(簡易ナル複音唱歌)	諸般ノ形體(簡易ナル幾何畫)	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要、女家事ノ大要	地理ノ補習	前學年ノ續キ	

女學校用新教育學

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得
男兒ノ手工、農業、商業ハ土地ノ情況ニ依リ本表ノ時數ヨリ二時以內ヲ減シテ適宜他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第六號表(修業年限三年ノモノ)

教科目	學年	每週授時數	第一學年		第二學年		第三學年	
			男	女	男	女	男	女
修身	二	二						
國語	八	八						
算術	四	四						
日本歷史	三	三						
地理	三	三						
理科	三	三						

第一學年	第二學年	第三學年
道德ノ要旨 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方、 分數 歩合算 比例 (珠算 加減乘除)	道德ノ要旨 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方、 比例 (珠算 加減乘除)	道德ノ要旨 日常須知ノ文字及 普通文ノ讀ミ方、 書キ方、綴リ方、 前學年ノ補習 求積 (日用簿記) (珠算 加減乘除)
外國地理ノ大要 日本歷史ノ大要	前學年ノ續キ 地理ノ補習	維新以來ノ事歴 地理ノ補習
植物、動物、礦物 及自然ノ現象、通 常ノ物理化學上ノ 現象、元素及化合 物、簡易ナル器械 ノ構造、作用、人 身生理衛生ノ大要 女身家事ノ大要	自然ノ現象、通 常ノ物理化學上ノ 現象、元素及化合 物、簡易ナル器械 ノ構造、作用、人 身生理衛生ノ大要 女身家事ノ大要	理科ノ補習 女身家事ノ大要

圖畫	唱歌	體操	裁縫	手工	農業	商業	計	
							男	女
一	一	三	五	二六	二六	二六	男三〇 女三二	
諸般ノ形體 (簡易ナル幾何畫)	單音唱歌 (簡易ナル複音唱 歌)	體操 教練 遊戲	通常ノ衣類ノ縫ヒ 方、裁チ方、繕ヒ	簡易ナル製作、製 圖	農事ノ大要 水産ノ大要	商業ノ大要 (英語)	男三〇 女三二	
一	一	三	五	二六	二六	二六	男三〇 女三二	
諸般ノ形體 (簡易ナル幾何畫)	單音唱歌 (簡易ナル複音唱 歌)	體操 教練 遊戲	通常ノ衣類ノ縫ヒ 方、裁チ方、繕ヒ	簡易ナル製作、製 圖	農事ノ大要 水産ノ大要	商業ノ大要 (英語)	男三〇 女三二	
一	一	三	五	二六	二六	二六	男三〇 女三二	
諸般ノ形體 (簡易ナル幾何畫)	單音唱歌 (簡易ナル複音唱 歌)	體操 教練 遊戲	通常ノ衣類ノ縫ヒ 方、裁チ方、繕ヒ	簡易ナル製作、製 圖	農事ノ大要 水産ノ大要	商業ノ大要 (英語)	男三〇 女三二	

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得
男兒ノ手工、農業、商業ハ土地ノ情況ニ依リ本表ノ時數ヨリ二時以內ヲ減シテ適宜他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

大正四年十月二十五日印
大正四年十月二十九日發
大正四年十二月二十四日訂正再版印刷
大正四年十二月二十七日訂正再版發行

女學校用新教育學

定價金四拾六錢

大正七年度臨時定價金五拾三錢

著者 北澤種



著者 日田權



印發行兼者 松邑孫吉

東京市京橋區南鍛冶町壹番地

松邑孫吉

印刷所

東京市牛込區市谷加賀町壹丁目十二番地
株式會社 秀英舍第一工場

大正八年度

六拾四錢

不許複製

發兌元

東京市京橋區南鍛冶町
振替東京七九三四

松邑三松堂

